

編集発行：みらい
 共同編集：こさい太郎を育てる会
 ☎107-0052 港区赤坂9-6-11-502
 Tel:5485-9111 Fax:5485-9100
 e-mailto: taro@kosaioffice.com
 URL: http://www.kosaioffice.com/

こさい太郎 (みらい) 議員活動レポート

港区議会議員

小斉太郎の活動報告をいたします

ご一読頂きますよう よろしく願い申し上げます

拝啓

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。これまで活動のご報告が滞っておりますこと、まずもってお詫び申し上げます。

さて、この4月で任期4年のちょうど折り返し点を迎えました。この間、選挙で訴えた区政改革の実現を目指して、議会内外で活動を続けております。

昨年は、いわゆる「リーマンショック」に端を発する世界的な金融危機が生じ、今後、日本経済も厳しい局面が長期にわたる情勢です。これまでの新自由主義といわれる経済の歪みが一挙に現れており、新たな社会づくりへの模索が始まっています。まさに「時代の転換点」を迎えています。

港区ではこの数年にわたり、人口が増え、税収も大きく伸びてきました。その内実は、バブルともいえる経済状況に依存している側面も大きく、今後については予断を許さない状況です。

今こそ、潤沢な財政に慣れつつある区役所のムードを変えていく必要があります。

区役所の仕事の優先順位付け、事業効果の事前・事後検証の徹底、ばらまきや無駄遣いといわ

れない簡素な事業の追求等。

また、民間事業者との契約過程や事業内容のチェック体制の強化、保育園入所の入所判定をはじめ区役所業務の公正性の確保や十分な説明、議会審議を通じた不断の検証が必要です。

区役所の仕事を納税者の視点で精査し、効果的、効率的な運営がなされるよう、また、誰の目にも透明で公正な運営がなされるよう、引き続き積極的に取り組み続けます。

会派名の通り、「みらい」を担う子どもたちに胸を張って引き継げる社会を目指します。

この度、この任期二度目の小斉太郎の活動報告をまとめましたので、ぜひともご一読頂き、ご意見やご感想、ご批評を賜れば幸いです。

今後とも、皆様のご支援を賜りますよう、改めましてよろしくお願い申し上げます。

敬具



小斉太郎

【経歴】

1970年(昭和45年)1月16日東京・渋谷区生まれ。渋谷区立千駄ヶ谷小学校、私立早稲田中学・高等学校を経て、1993年(平成5年)早稲田大学社会科学部卒業。港区には、1983年(昭和58年)南青山に転入。都議会議員秘書・代議士秘書として勤務後、1995年(平成7年)港区議会議員選挙に立候補。1724票を得票し最高位当選、以降連続三期。2004年(平成16年)港区長選挙に立候補するも、次点落選。2007年(平成19年)港区議会議員選挙に再度立候補。1893票で第三位当選。現在に至る。

【所属政党等】

1994年～1998年新党さきがけ 東京支部幹事長など歴任。1998年実質解党に伴い離党。その後は一貫して無所属。現在、港区議会で会派「みらい」を結成し、幹事長。

【議会の所属委員会等】

総務常任委員会
 行財政対策等特別委員会
 議会改革検討会
 区議会だより編集委員会
 幹事長会・議会運営委員会にはオブザーバー参加

【その他 主な活動】

赤坂消防団第三分団(団員)
 南青山六・七町会 高樹町睦会(役員・祭典部長)
 青少年対策青山地区委員会(理事)
 東京六本木ライオンズクラブ(メンバー)
 港稲門会(事務局長兼会計幹事)
 都市政策研究会(顧問 田中秀征氏)世話人
 財政問題研究会(顧問 村尾信尚氏)主宰
 アジア環境社会フォーラム(代表 炭谷茂氏)会員

趣味は、ボーリング・ゴルフ・草野球など

みなさまへのお知らせとお願い

🔔 ホームページ稼働中
<http://www.kosaioffice.com/>
 e-mail taro@kosaioffice.com

更新を怠っており申し訳ございません。この4月にホームページ・ブログとも、内容・構成を一新しました。今後、積極的に活用していくつもりです。ぜひアクセスください。

🔔 ご意見・ご要望をお寄せ下さい
 同封の返信葉書をご利用下さい

区政に関するご意見・ご提案、国政について、小斉太郎への叱咤・激励等どんなことでも結構です。ぜひお寄せ下さい。同封の葉書をご利用頂くか、お電話・FAX・e-mailでもどうぞ。

🔔 ご寄付のお願い
 小斉太郎の活動は
 みなさまのご支援で成り立っています

失礼ながら、郵便振替用紙を同封させて頂きました。私の活動は皆様の支えによって成り立っています。大変恐縮ですが、たろう通信の発行をはじめとした活動へのご支援を頂ければ幸いです。何とぞよろしくお願い申し上げます。

国民の信を問わずして、改革の大事業は成し得ない

安倍・福田・麻生政権に正当性はあるか？

《国政について・小齊太郎の論評》

この秋の任期満了までの間に、衆議院議員選挙が行われます。小泉首相の電撃的な「郵政解散」から早4年。その間国民は、永田町の論理による3回の首相交代劇を見せられました。私は、前回総選挙は特に、小泉首相への国民の信任の意が強かったものであり、首相交代の際には新たな旗を掲げ改めて選挙で信を問うことが必要だと、一貫して訴えてきました。

ローカル新聞への寄稿やブログを通じて私の論評を行ってきましたので、時系列で紹介します。ご一読頂き、みなさまのご意見をぜひお聞かせ下さい。

2007/9/13

参院選における国民の判断と

衆参逆転国会への期待

安倍氏が自民党総裁に選出され、内閣総理大臣に指名された際、私は「まず、衆議院の解散総選挙で国民に信を問え」と主張した。なぜなら、現在の衆議院を構成する議員は小泉前首相の「郵政選挙」において選ばれたメンバーであり、郵政民営化を掲げる小泉氏を信任する国民の意思を体現しているに他ならないからだ。

しかし、安倍氏は、「郵政選挙」で得た数を背景に自らの思いや政策を強引に推し進めはじめた。憲法改正、教育改革、公務員制度改革等、目次としては喫緊の課題がないわけではないが、十分な議論や検証の乏しいままに自らの正しさを押し通し続けた。その流れなので行われたのが先般の参議院議員選挙である。

年金問題や閣僚の発言、政治とカネの問題等々、新しい時代を開く対応が求められつつも安倍政権が全く対応できなかったことも自民党敗北のボディーブローとはなった。それに加えて、私はそもそも、安倍氏が自らの路線を解散総選挙によって国民に問う姿勢が全くなかったことが今回の選挙結果に現れたものとみる。

参院選が惨敗の結果に終わってもなお、「私の基本的姿勢は理解されている」と続投を表明した安倍氏の姿勢を見ると、主権者たる国民による選挙とその結果を受けて政治を司るという「民主主義政治の基本原則」すら安倍氏は理解していないのかと愕然とする。「私の内閣」、安倍氏は公言してはばからないが、政権は安倍氏の私物ではない。選挙結果という国民の意思をも受け止められない人物には、もはや首相の資格はないと断じたい。そして、安倍氏続投を許し、党内で党首交代の議論すら起こらない自民党からは、永年責任政党として政権を担ってきた重みが、今回は全く感じら

れない。自民党の終焉を思わせる様相を呈していると感じるのは私だけだろうか。

一方で、参議院での与党過半数割れを現実のものとし、比較第一党となった民主党の責任は極めて重大だ。

民主党は、いたずらに解散を求めたり揚げ足を取ったりする行動は厳に慎むべきだ。民主党としての理念と政策をしっかりと示し、それを法案として具現化し、国会の場で堂々と論戦を挑むべきだ。また、国政調査権を駆使して、これまで明らかにできなかった霞が関の暗部を、徹底して国民の前に明らかにすべきである。衆参逆転国会は混乱を招くと与党サイドは喧伝するが、政治の変化の必要性を正攻法で国民に伝えることで、民主党の評価は劇的に変化するに違いない。逆に、支持組織への配慮や、政権交代を視野に霞が関への妥協の行動を少しでも見せれば、たちまち国民の支持を失うことを忘れてはならない。

秋からの臨時国会における民主党の取り組みに大いに注目し、かつ期待もしている。民主党の取り組み如何によって、将来、自民・民主という政党の枠組みを超えた本格的な政界大変動を促す可能性は十分にある。選挙事情に捉われない、理念や政策に基づく政界再編を期待しているのは私だけではないはずだ。

2007/9/28

憲政の常道

自民党の福田新政権が発足した。

安倍前首相が国会での所信表明後、その責任を放棄し政権を投げ出したことにより、首相交代となった。衆議院において自民党が過半数を有しているため、マスコミも含め多くの国民が疑いなく、自民党内の総裁の交代イコール首相交代と認識し、淡々と事は進んだ。しかし、それは本当に正当なのだろうか。

直近の国政選挙、先の参院選では、明らかに安倍政権を信任しないという結論を国民は示した。民主主義制度を採用している以上、選挙で示された国民の意志が何よりも最優先されるべきであり、安倍首相(当時)の続投の決断に正当性はない。しかも、その後に内閣を改造し、諸外国で国際協力の意思を改めて表明し、国会において自らの所信を明らかにして、今後とも自らの政策を推し進めていく強い姿勢を示した。その上での唐突な退陣表明である。国政を司る内閣総理大臣としてきわめて無責任であり、まさに前代未聞の行動だった。その安倍氏をこぞって首班指名し支え続けたのは

紛れもなく与党自民党・公明党だ。前述の通り、参院選後二度にわたって、一国のトップリーダーとしての資質を本質的に問われる事態が起きたのであるから、その人物を指名し支え続けた自民党の責任はきわめて重大である、と厳しく指摘せざるを得ない。

内閣総理大臣が政権運営に行き詰まり政権を維持できなくなった際、直ちに野党第一党に政権を引き渡す。これが「憲政の常道」である。この原則に従えば、野党は衆議院で少数のため、早期に解散総選挙となり、そこで示される民意に基づく安定した政権が誕生するであろうと推測される。

「憲政の常道」は、憲法或いは法律上の規定ではもちろんない。しかし、議会制民主主義とそれに基づくわが国の議院内閣制の健全な発展に欠かせない原理原則として、十分現代にも通用するものと私は考える。

「憲政の常道」を常に念頭において政治に携わっていた政治家が、過去日本にいた。

まず、戦前、実質的な総理大臣指名権(奏請権)を有していた元老・西園寺公望。戦争の足音とともに台頭した軍部の圧力により原則を貫けなくなったものの、昭和初期、二大政党間で、一方の政権が行き詰ると他方から首班を決める、まさに「憲政の常道」から外れぬよう努力を重ねた。

もう一人は、戦後長期政権で戦後日本の礎を築いた吉田茂。ワンマン宰相といわれたが、政権が行き詰まった時には、野党第一党への政権交代、或いは新憲法下で決断が可能になった解散総選挙で民意を問う、つまり「憲政の常道」を常に踏まえ政権を担っていた。

翻って、現在の安倍氏から福田氏への政権移行はどうか。

繰り返しになるが、直近の参院選で示された民意により、衆参で与野党逆転現象が生じ、内閣提出法案を簡単に成立させられない、まさに「政権が行き詰まっている」状態だ。本来ならば、「憲政の常道」に従い、野党第一党への政権交代、或いは解散総選挙が決断されるべきだが、衆議院で絶対安定多数を有する自民党にその意思は全く感じられない。国会開会后、所信表明までしながら政権を投げ出した総理大臣を輩出した与党としての責任感はほとんど感じられない。あたり前のごとく権力の座を明け渡さない姿勢をみると、暗澹たる思いだ。現状では、できるだけ早期に民意を問う場面が訪れることを願うばかりだ。

「憲政の常道」を体現する政治家を、国民自身が選び出すことができるか、今問われている。

《→ 19 ページに続きます→》

みらい通信

編集発行：みらい

〒107-0052 港区赤坂9-6-11-502

Tel: 5485-9111 Fax: 5485-9100

e-mail: taro@kosaioffice.com

URL: http://www.kosaioffice.com/

向こう6年間の港区基本計画決まる 抑制型から超積極型へ、舵を切る港区政

舵を切る港区政の姿

これまでの区政運営

【支出】

平成9年度、3年間で100億円の歳入不足が顕在化し、3年間で117億円の歳出削減断行→その後、支出を過度に膨らませない抑制的区政運営を続けた。

↓

【人口】

平成8年、15万人を割った人口
→平成20年、20万人目前(5万人の増加)

↓

【収入】

平成8年度、345億円(予算ベース)
→平成21年度、667億円(ほぼ倍増)

↓

【借金と貯金】

この間、新たな借金はせず、これまでの借金を返し、貯金がたくさんになっても極力崩して使わない区政運営が続けられた。→(抑制型)

基本計画に沿って運営される

これからの6年間

【積立金の取り崩し】

現在の積立額、約1500億円
→6年間で、約924億円を取り崩す

↓

【借金の額】

6年間で、182億円発行

↓

【基本計画計上事業への投入額】

1743億円
→内、1390億円が施設計画(ハコもの)

言うまでもなく、「ハコもの」には、多年にわたりランニングコスト(維持管理費)がかかる

向こう6年間の港区基本計画が決まった。左表のように、発展途上国の如く、または右肩上がりの経済時代を彷彿とさせるような大型計画となった。全て否定するものではないが、今この時期に、これまでの計画が本当に求められているのか。

下表に、本計画の目玉プロジェクトともいえる「田町駅東口公共施設整備」の明細を掲載した。ここからも分かるように、文化ホール、新しいプール、介護予防センターなど、今どうしても新たに必要施設なのか、明快な説明があるとはいえない。本計画には、同様に感じられる事業が少なからずある。新規施設の建設は、積み重なれば、後年度の維持管理負担もそれだけ増える。その説明も十分ではない。

私は、抑制的な区政運営と政治決断による集中投資の必要性を基調に、基本計画素案の議会質疑に臨んだ。

たしかに港区はその立地特性上、高額所得者が多く居住し、およそ2割の区民の納税額が全区民税収入の8割を占めている特異な構造である。しかも、国法で一律に税率が決められているため、税を減ずることで区民還元することは極めて困難

であり、税を使うこと以外の選択肢は見当たらない状況だ。しかし、現下の先行き不透明な社会情勢の中、6年間でこれだけの事業を行うべきかなのだろうか。不測の事態も想定して、十二分の余力を残す選択肢もあったのではないかな。

今必要か、本当に必要か、現状で不要不急のものはないか。じっくりと議論を重ねながら、慌てず焦らず着実に歩みを進める方法もあったのではないかな。区議会での発言を通じて、区長をはじめ役所にメッセージを届けたつもりである。少なくとも、弱者への視点を常に念頭に、計画の変更や凍結を恐れずに、計画に縛られず臨機応変に、この三点を特に強く要望した。

今後、時代状況を的確に捉え、その都度の必要性や緊急性、効率性などをしっかりと見極めながら、議会審議を通じて、それぞれの事業のあり方に対する姿勢を示していきたい。

今、どちらかという区長の取り組みに諸手を挙げての賛意を示す議員の多い中、私は、問題点を指摘し、論議し、歯止めをかけたり継承を促したりする役割をしっかりと果たしていく決意である。

田町駅東口北地区の公益施設整備計画の事業費概算

施設名称	事業費	種別	備考
消費者センター	8億9357万6000円	改築	このプロジェクトは、芝浦小学校を近隣に移転させ、その跡地と現在の支所やスポーツセンターのある土地を、北側にある東京ガス用地と交換したことが発端。当初はここまで大規模整備を考えていなかったはずだが、基本計画改定とあわせて急浮上した。必要性や緊急性、他事業計画との比較について十分な議論がなされたのかは疑問。
コミュニティの拠点	4億2084万7000円	新規	
保育施設	3億545万4000円	新規	
介護予防総合センター	16億2765万円	新規	
スポーツセンター	244億1084万4000円	改築	
文化芸術ホール	148億7268万7000円	新規	
男女平等参画センター	28億3733万6000円	改築	
芝浦港南地区総合支所	31億6403万6000円	改築	
事業合計	485億3243万円		

この他に医療機関(愛育病院)を誘致するが、土地を貸し、建物は病院自身が整備するため、港区の事業費支出は現時点で未計上。今後、土地賃貸料の減免や建築費補助などの公費負担がありうる。

総花型・縦割り型・箱モノ型の基本計画 政治決断による集中投資が必要ではなかったか

みらい代表質問より 2009/2/26

○質問(小齊太郎)

私は、基本計画素案を次のように捉えている。
あらゆる行政需要に広く少しずつでも応えようとする総花型。各所管からのボトムアップ基調の縦割り型。施設建設を集中的に行う箱モノ型。

確かに、かゆい所に手が届くメニューも多く並んでおり、事業の対象者、事業によって恩恵を受ける方々には喜ばれるかもしれない。ただ、事業の目的や達成目標は基本計画素案の中では必ずしも明確ではなく、行政が税金を使って行うべき事業なのかという検討過程も、明瞭な説明はない。

集中投資が必要

また、今この時期に、港区のように民間ホールが多数立地する環境で、本当に文化ホールは必要なのか。まだまだ充分使えるスポーツセンタープールのすぐ隣に新しいプールは必要なのか。児童館や学校の整備にあたって複合活用の検討がもっと必要ではなかったか。財政の余力が蓄積されているこの時期、新基本計画策定にあわせて、縦割り基調の公共施設のあり方を抜本的に見直し、土地の交換や取得によつての再配置や複合活用の検討がなされるべきだった。

私は、政治主導の集中投資が必要だったと思う。区民参加に基づく意見集約、現場に近い所管部門からのボトムアップ、確かにこれらも大切な過程。しかし、小さな子どもたちの心の中の思いや、自らが自らの体を動かすことが不自由になっているお年寄りの思いはそこには反映されにくい。まさに政治が、未来を見据え、また、現状を直視し、判断し、決断すべきである。

子どもたちが育つ環境への投資

我が家に新しい家族ができて2年半。子どもは、未来を担う社会の宝だと実感しながら生活している。私は、少なくとも三つ位までは親の手元で親の愛情に包まれて子どもは育つべきと考えているが、現実社会では、片親で育てなければならない人、両親が働きに出なければならない人、両親ともに社会で役割を果たさねばならない人、子どもが小さなうちから保育所などに預けなければならない環境の家族が多いことも事実。待機児童という形で数字に表れている。それ以外にも、定時でない仕事を持つ人、パートタイムで働く人たちは一時的に預けることが極めて厳しい状況にある。そんな現実を考えると、負担を子どもたちに付け回してはならないと思う。もの言えぬ子どもたちが安心して生活できる空間を用意することは、社会の要請。

そんな空間を集中投資で整備することは、親に対してというよりも、子どもたちに対する施策として焦眉の急だ。

狭い家で介護ができるのか

私の母は今年 67 歳。多摩地域の公団住宅に一人暮らししている。今は、近所のスーパーマーケットでパートをしながら元気に暮らしているが、年齢を考えるといつまでも元気で健康に生活できるとも限らない。一人息子の私は、もしも万が一の時、母の面倒をみななければならないが、狭い我が家に引き取ることは事実上無理。「それはあなたの自己責任だ」と言われればそれまでだが、このことを都心港区の住民に置き換えて考えれば、多くの人が抱える社会問題。居住環境の実態からみても、在宅介護が困難な高齢者に対する施設の用意は社会的要請だ。これは、障害者についても同様のことが言える。

道路計画がまちづくりの障壁

地元青山では、昭和 39 年に拡幅の都市計画決定がされた高樹町通りがある。事業化のめどは立っておらず、狭い歩道、暗い街路、張り巡らされた電線、計画道路だけに本格整備の俎上にも上らない。地域住民には全く先が見えない。区内には同様の地域もある。計画を事業化するには、政治主導で集中投資しなければ変化は難しい。

区長の所見如何に

上記に加え、以下の点についても十分に留意した区政運営がなされるよう取り組まれたい。区長の所見を伺う。

- ・所得の再分配機能、真に弱い立場にある人々を支える機能を十分に果たすこと。
- ・先行き不透明な社会・経済情勢を踏まえ、計画の変更や凍結も含めた弾力的運営に努めること。
- ・変化の激しい社会状況に応じ、計画計上事業以外でも、必要に応じ柔軟に対応すること。

○答弁(武井区長)

新基本計画では、あらゆる分野において、必要な施策や事業を徹底して精査し、子ども、高齢者、障害者、低所得者など様々な立場の方々に目配りした、きめ細やかな事業を計上した。不透明な情勢の中、喫緊の課題への対応はもちろん、区民の将来不安に対応した施策や事業を可能な限り計上することが重要。施設計画については、区民ニーズを踏まえ、将来にわたる財政負担や費用対効果を十分に考慮。施設の整備や改築にあたっては、敷地の有効活

用や整備費用の低減に努めている。

区有施設が地域で果たすべき役割・機能を横断的に検討し、廃止も含む、施設の配置計画を明らかにした。

社会情勢の変化に対応するために必要な施策・事業の見直しについては、各年度の予算執行・予算編成の中で適切に対応する。

○小齊太郎の意見

区長答弁では冒頭、「総花」的対応を認める内容から始まった。あらゆる分野において、目配りして、きめ細やかに。政治的なメッセージが見受けられないと感じるのは私だけだろうか。

区民の将来不安に対応した施策・事業とは何を指すのか。田町駅東口の公共施設整備(箱もの)は総事業費の1/3を占めるが、それが将来不安に対応した計画なのだろうか。

また、集中投資が必要と思われる喫緊の課題を具体例示し区長に問うたが、それには全く触れない答弁が返ってきた。少なくとも基本計画上は積極姿勢が見られないこれらについてはむしろ、「触れられなかった」「答弁を避けた」と私はみている。今後とも、「総花・縦割り・箱モノ」のスタイルの実施的な方向転換がなされるよう、積極的に発言し、訴えていきたい。

みらい所属議員紹介



こさい たろう

幹事長 小齊 太郎(39)

総務常任委員
行財政等対策特別委員



なかまえ ゆき

副幹事長 なかまえ 由紀(35)

建設常任委員
交通・環境等対策特別委員(副委員長)

こさいの主張 その1

平成 19 年度決算から見えるもの

豊かすぎる財政状況・変わらず

基金(貯金)は 1,223 億円、増え続けている。区債残高(借金)は 130 億円、減り続けている。一方で、財政余剰は単年度で 101 億円、つまり「余り」が生じている。

財政の視点を忘れてはいないか

区民参画で事業の検討がなされることが増えたが、こういうものをつくってほしいとか、こういう場所につくってほしい、といった段階にとどまっているきらいがある。どのぐらいのお金をかけていいのとか、かけるべきなのか、全体の中でどのぐらいの財政負担が許されるのか、このような視点は参加されている区民にしっかり伝えられていないと聞く。いくらお金があるからといって、それは後からつけるからいいんだというようなことではいけない。

抑制的財政運営の必要性

抑制的な行財政運営をぜひ志向すべき。10 年以上前、港区政は財政危機の時代だった。バブルの時に膨らんだ財政を健全な形に持っていくのにどれだけの苦労があったか。忘れてはならない。一時の歳入増加をもってサービスをどんどん拡大していくことは望ましい方向ではない。

「税金で何を、どこまで行うか」議論の必要性

財布の中にお金があるからそれを使うという姿勢ではいけない。行政の守備範囲は何なのか、どこまで税金で仕事をするべきなのか、を不断に議論をし、区長の姿勢を示して、区民に発信していくことが求められている。特に、財政状況が豊かと言われる今の時期だからこそ意味がある。

大盤振る舞い区政への警鐘

新しい基本計画がまとまり、向こう 6 年間で多額の支出を要する事業がリストアップされた。たしかに必要と思われる事業もあるわけだが、本質的議論のないままでの計画決定には不安が残る。質疑の中で財政課長は「行政水準を維持する」ための財政運営をすと述べていたが、「行政水準」とは何かが不明瞭だ。

「財布にある分のお金を何に使おうか」ではなく、「何をしなければならぬか」を考える区政を目指さなければ、いずれ、いつかの「財政危機」の再来を招きかねない。

区役所・支所改革は成功か

光の部分と陰の部分がある

まず、「光」の部分。支所改革によって、区役所職員がまちに出て、商店会や町会などさまざまな区民と接し、まちの課題を共有し、ともに解決していこうという姿が見える

ようになったこと。このことは、高く評価できる。今後も、さらに発展させるべく取り組んでほしい。

一方、「陰」の部分。全ての手続や相談を支所でできるように、ということで、さまざまな機能を 5 つの支所に振り分けた結果、5 つの区役所を作った形になっている点。今は、職員数を増やさず対応しているが、職員への負担が確実に増しており、今後の区役所の肥大化への懸念は拭えない。また、職員の専門性の確保も課題だ。

IT 技術の積極的採用などによって、芝の区役所を中枢として、職員を振り分けずにサービス向上を図るべきと、私は訴えている。しかしながら、私のこの提言について、区役所はゼロ回答。今のところ区長は、現行の流れを変えるつもりはない。

肯かされる区民からの投書

最近こんな投書があった。

「かつて三支所を統合して効率的区政を実現した当時を思い出し、現在の支所改革は莫大な税財源を投入してそれだけの意義と効果があるのか、人事行政も参事、統括課長ポストを乱造していないか等々、歴史に学び活発な議論を展開してもらいたい」、というもの。

我が意を得たり、と思わず肯いてしまった。もちろん、肯くだけにとどまらず、このようなご意見をしっかりと受け止め、区議会の場で論戦を挑んでいく決意を新たにさせて頂いた。



「区民参画」をかけ声だおれにはいけない！

《 児童遊園の遊具入れ替えから考える 》

私は青山地区に住んでいますけれども、赤坂地区総合支所の管内で児童遊園の遊具が、総合支所の説明だと、基準が変わって危険なので、更新して取りかえるという作業が行われています。赤坂地区総合支所の担当の話だと、区内全域で行われているはずだという話でした。

何でそれに気づいたかという、北青山三丁目の都営住宅の裏の青山五丁目公園ですけれども、うちの子どもはそこが大好きで行っていたのですけれども、たまたま二か月ぐらい行かなかつたら、遊具がまるっきりガラツと変わっていたわけです。「お馬がない」とか言って、「あつ、ほんとだ、ないね」という話で、私は少し離れたところに住んでいるので、きちんと告知があって利用者の方と、区民参画が基本的な区政の考え方ですから、そういう手続を経て当然やっているんだろうなと思いましたら、いわゆる近隣の説明みたいなものはやっているけれども、遊具自体は土木の方で決定してそれを更新するんだ。今度は南青山六丁目の児童遊園もやる。その青山五丁目公園の話があったので、事前には近所にいる町会長には話はしたし、立て看板も立てましたよと、こういう話になっているんですけれども、これで果たして区民参画を促進する、あるいは区民参加型の区政を進めていけるのだろうかということ、皆さんぜひお考え頂きたいと思うのです。

別に私の子どもが好きだった「お馬さんパカパカ」を、そこに置けと言っているわけではないんです。それは全体の中でなくなるのは当然なのですが、利用者の方だとか、近隣の方も、お年寄りの方も使ったりするわけですから、やはり呼びかけてどんな公園にすればいいだろうか、そういう動きを積極的にしていくべきだろう。今回の基本計画の中でも、これは区民参画の場所ではないですけれども、まちづくりの関係の記載で 76 ページに、公共施設だとか児童遊園だとか公園だとか、地域の住民の人たちで維持・管理をしてもらう動きをしましょうと。その管理・運営などを、協働によるまちの維持・管理の担い手となる地域の多様な主体の育成を図る。せっかくこういうことを言っている、身近な公園が、では役所が危ない遊具ですから全部かえますよと、こういうやり方をしていたら、そういう協働の管理・運営とかというのはなかなかできにくいのではないかなと思うのです。

(総務常任委員会「基本計画素案・審議」小齊太郎発言より抜粋 2009 年 2 月 4 日)

こさいの視点

港区では区民参画を標榜していますが、上記のような実態がまだまだ沢山あることは否定できません。「かけ声はよし、されど…」といった実情といえます。

私は、このような事例を紹介しながら、「区民参画ルール」の制度化、条例化を提唱し続けています。役所というのは、明文化されているルールには従う性質を持っています。逆になければ、上記のような事例が容易く起きてしまう性質があるということです。

現状では、区長は「区民参画ルールの制度化」には消極的姿勢ですが、粘り強く提言し続けて制度化実現を果たし、役所任せ、役所本位でない港区政の実現を期して参ります。

第一回定例議会 予算審議の報告

3/6～3/17

子どものための施策・事業の 信頼確保／改革再構築／ そして充実へ

子どもをとりまく喫緊の課題は、保育園の待機児童問題をはじめとして、日本の未来を担う人材を育てる観点から、看過できません。

予算特別委員会では、私の基本姿勢を明らかにしながら、集中的に取り上げました。

保育所入所判定をより公正に

○質問(小齊太郎)

現在、保育所入所に関しては入所判断の客観基準が示され、その指数の高い方から順に入所内定を決めている。同一指数の場合は要領の定めに従い決定することとされているが、それでも差異が生じない場合は、入所会議構成メンバーの総合的な判断になるという。そして、そこまで至って判断されるケースが非常に多いことがわかった。

現状では、多数の待機児童が存在し、入所できるか否かで当該世帯の生活を大きく変更せざるを得ない状況も生じさせる。希望する全員が入所できない環境である以上、あらゆる人に説明可能な公正で透明な選考が必要となることは言うまでもない。無用の疑いを抱かれないよう、次の点につき提案をし、導入の可否を確認する。

- ・ 同一指数での会議における総合的判断は、恣意的裁量の懸念を抱かれる恐れもあり、できる限り基準指数により客観的な選考・内定がなされるよう、入所判断の制度を改めるべき。
- ・ あらゆる人が事前に入所選考基準を確認できるように、特に入所を希望する方へのパンフレットに明示する等、丁寧に伝えるべき。
- ・ 入所を申し込んだ方には内定の有無に関わらず、単に結果のみではなく、指数等を具体的に明示するなど選考結果の詳細を知らせるべき。
- ・ 全申込者の選考・判定経緯と結果を、もちろん氏名等を除き個人が特定されないようにした上で、インターネット等も活用して公開すべき。

希望者全員が入所できない中、ここまで公正性・透明性を確保した上でなければ、特に入所もれの方の理解を得ることはできない。

○答弁(武井区長)

【入所判定方法の改善】

同一指数で総合判定になるケースが増えている

予算特別委員会で取り上げた主な問題

公正で透明な区政運営を追求する立場で審議に臨んだ。

- ① 介護予防事業者の選定で、不公正が疑われる選考過程を省みよ。
- ② 政治決断で待機児童解消を。港区独自認証などの新たな発想で積極展開を。
- ③ 保育園入所判定はより客観的な選考を。申請者には結果のみでなく、選考経緯や理由を知らせよ。
- ④ 保育園一時保育の申込手続きについて、申込方法等の改善を図れ。
- ⑤ 放課GO→の低利用率の改善を。また、放課後の子どもたちの居場所づくりを子どもの視点で一元化せよ。
- ⑥ 就学前の子どもたちに公平な公的支援を。加えて、多様なサービスを提供する観点から、バウチャー制度の検討を。
- ⑦ 多すぎる区の刊行物を一元管理し、効率化を。
- ⑧ 区民向け住宅における家賃滞納者を生まない仕組みの構築を。
- ⑨ 教育委員会は、主体的で独自性ある港区ならではの教育内容や環境づくりを。
- ⑩ 指定管理者等の運営監視体制の強化を。

予算審議における態度表明

予算各案は賛成した。審議では、保育園入所判定について、さらなる説明と公開、客観判定の必要性を明らかにした。また、介護予防事業者選定について、公正性が疑われかねない選考経過などを指摘し、より信頼される区政運営を求めた。区政全般に疑念を抱かれない透明な運営を求めるとともに、豊かな財政状況に甘んじることなく、規律ある抑制的な運営となるよう要望する。

ため、よりきめ細かい基準作りを検討。

【選考基準の明示】

申込のしおりに、(基準を公開している)HPアドレスを表示するなど工夫する。

【選考結果のお知らせ】

申込者の指数や内定者との比較などについて、丁寧な説明を心がける。

【すべての選考・判定経緯の公開】

個人情報に関わる部分が大きく現状では難しい。

○小齊太郎の意見

「点数で決めるつもりだが、同点がたくさん出るので、その時は話し合いで決める」、これが保育園入所判定の実態。

「…議員に頼めば」、という声を耳にする。どうしても保育園に入りたいという大人の気持はわからない訳ではないが、「口利き」は究極の不公正、看過できない。港区では「ない」と信じているが、「口利きはない」ことをできる限り証明できるようにしておくことが必要だ。

認可保育所内定は「プレミアムチケット」と呼ばれているようだ。行けるか・行けないかが、それだけ重い意味を持つ。そんな状況下、「恣意的裁量」を疑わせる要素は限りなく排除する努力をすべき。

この質問には、そういう意味を込めている。

区長答弁の「より細かい基準作り」に期待する。一方で、「全ての選考・判定経緯の公開」はゼロ回答。氏名まで公開しろとは言っていない。「個人情報」は理由になるのか。「全ての公開」が選考者に緊張感をもたらす。実現に向け引き続き、ひるまず取り組みたい。

保育所待機児童解消に向けて

○質問(小齊太郎)

保育所入所判定に関する課題を指摘したが、保育所を取り巻く課題の本質は、「希望しても入れない乳幼児が数多く存在する」という点に尽きる。

私は、今現在子育てをしている経験から、子どもは少なくとも三つまで、できれば小学校にあがるころまでは、親の愛情にたっぷり包まれて育つべきだという考え方の持ち主。その原体験を通して、人を信じ、自分が生きていることの証を得て、その後の自立に向けての成長につながるものと確信している。ただ、今の社会はその環境をなかなか許さない。社会がそのような考え方を共有していないために、両親とも、子どもが小さなうちから働かなければならない。私は政治に携わるものとして、その環境を変えねばならない立場にあるが、一方では、現実には子どもを預けて働きたい、働かねばならないという家庭が激増している。待機児童の増加という数字の形でその現実が表れている。理想を追求しつつも、現実には対応せざるを得ない。矛盾はあっても、子どもを育てる社会の責任でもある。

そこで考えるべきは、「保育所にいける子どもといけない子ども」の間の大きすぎる不公平感だ。

私は、民間であっても十分に保育事業を担えろと考える。環境さえ整えば、需要に応じて参入する事業者が現れるだろう。しかし、これだけ待機児童がいても保育所が供給されないのが、現実。よって、保育所に行けない子どもが生まれる。

当然のごとく子どもに罪はない。成長し大人になるために懸命に生きている。そんな子どもたちに笑顔あふれる家庭を与えてあげなければならない。そ

のために、今現在は、保育の支援が必要だ。

政治決断すべきだ。

今、区役所が努力していないとは言わない。でも、その対策や対応を大きく上回る希望者があふれている。未来を担う子どもたち、もの言えぬ子どもたちのための施策は何よりも優先させるべきだし、多くの理解と賛同を得られるのではないか。

後年度負担を考えると直営でなく、民営でいい。さらに、港区はすでに、認可外の暫定保育施設をつくっている。この考え方を発展させ、高額所得者にもう少しの負担をお願いする設定で、保育の質をより高めた港区版の独自認証型保育所のような発想も必要だ。港区が主体的に、独自性あふれる発想で「保育所を希望してもいけない子どもたち」の居場所をつくってあげてほしい。

そして、「今」という点も重要だ。「今」でなければ、「今」の子どもたちは確実に、そして劇的に成長する。迅速に動けることはないか、今一度考えてみてほしい。まず、これを機に区立幼稚園のあり方を見つめ直し、いくつかの園を衣替えして、保育所希望児童を受け入れてはどうか。さらに、改修可能な区有施設を活用し、暫定的な認可外保育室をつくってはいかがか。これは、杉並区で緊急的にすでに手掛けている内容だ。児童館などは有力な施設になり得る。また、優良な無認可施設への支援も考慮されるべき。

○答弁(武井区長)

基本計画に新規保育園3園を計上。また、改築予定4園では定員拡大を予定。さらに、緊急暫定保育施設も3園目を建設予定。一方、区有施設を活用した緊急暫定保育施設の設置は、費用面の負担が大きく困難。その他に、東京都認証保育園4園の開設が計画されている。

認証保育所については、今後、都心区特有の事情を踏まえた「港区独自の基準」について検討する必要がある。

○小斉太郎の意見

区長答弁で示された多くは、2年後、3年後に向けた整備の側面が大きく、「今」の切迫した状況に対する認識が甘いと指摘せざるを得ない。

私は、今の港区政について、「政治決断」を避ける傾向にあることの懸念を感じている。区民や職員からのボトムアップを重視する姿勢すべてを否定はしないが、重要で緊急な事態に対しては、果敢な「決断」が必要だ。しかし、見えない。

一方、「港区独自の基準に基づく保育園の設置」については一定前向きな答弁がなされた。地方分権の時代、地域事情に即したサービスが展開されることは時代の要請であり、多くの住民が望んでいる。公的サービスに民間も参入し、多様な事業展開を提供できる可能性を秘めている。

就学前児童への公平な公的支援を

○質問(小斉太郎)

平成20年5月現在の就学前児童の状況。0歳から5歳までの子どもの保育環境の内訳は、年齢によって差はあるが、トータル9,876名のうち、認可保育園在園2,022名、認証保育園在園573名、幼稚園在園1,906名、その他(在宅・ベビールーム等)5,375名と、半数以上が保育園や幼稚園には通っていないことになる。一方で、正確な数字を算出はできないが、おそらく公費投入に関しては、保育園や幼稚園に手厚いはずで、これらに通う、通わないによって、子育ての経済的支援に大きな差が生じていると考えられる。つまり、在宅での子育て環境を選択すること人の経済的負担は大きいことが想定される。一般質問ではこれらの状況について実態の調査をして公表してほしいと質問した。改めて答弁を頂きたい。

私は、世帯の総収入額や障害がある子どもたちなどへの配慮は行いながら、原則として、子ども一人ひとりに着目した公費の負担ができる限り公平となるよう、施策の構築、事業展開を図るべきだと申し上げている。そして、その有力な方法の一つが、バウチャーシステムのご概念であると考えている。

バウチャーという金持ち優遇の感じを受けられる方もいるかもしれないが、「個人を対象に支給される制限用途付きの補助金」を広義のバウチャーとする定義づけもあり、乳幼児医療助成制度もバウチャーの一種といえる。

例えば、杉並区では、低年齢ほど人数の多い在宅保育者のニーズに応えるということで、バウチャーシステムのご導入している。子育て支援サービスに利用できる券を、0～2歳児には年額60,000円分、3～5歳児には年額30,000円を配布する事業。対象サービスは、親子参加のプログラム、親サポートのプログラム、子どもを預かるサービス、インフルエンザ予防接種の大きく4種類に分類されていて、全部で1,312の登録事業者によるサービスが利用できる状況になっている。サービス提供事業者は株式会社からNPO、医療機関、親同士のグループまでさまざま。杉並区のサイトによると、事業が始まり、利用したいサービスが見当たらず自分たちで事業を起こしたお父さん・お母さんがいたり、利用者の声に応えようと新規サービスを立ち上げる事業者もいたり、事業を通じた効果が出ているようだ。

また、ドイツ・ハンブルグの事例では、1日5時間まではだれでも少額で保育・託児サービスを利用できる保育バウチャー制度があるそうだ。所得や家族数などに応じてバウチャーの額が決められ、それが補助金の扱いとなる。少子化による需給のミスマッチの是正、補助金支出の適正化、施設本位のサービス提供の是正などが主な導入契機で、600～800か所の保育所等で利用できるようなっているそうだ。

行政が施設をつくり、事業を準備し提供する。全く必要なしとは言わないが、就学前児童とその家族のさまざまな保育・教育ニーズに広く応え、選択の幅を広げ、かつどんな環境にあってもなるべく公平

な公費による支援を行うという意味で、バウチャーシステムのご概念は十分検討に値するしくみだ。緊急性や切迫性の高い保育園入所のニーズに隠れがちであるが、在宅で子育てする家庭には、一時的に子どもを預かってほしい場面や親が息を抜きフレッシュする機会、役所が把握する認可・認証保育園や公私立幼稚園でない子育て施設の利用希望など、多様なニーズが存在する。在宅子育て＝経済的に豊か、というような認識で捨ておいては困る。実体験からも、男が働きに出るという慣習が未だ残る中、中心的に子育てを担う母親の負担は、地域社会の関係が希薄で核家族化が進行している今、相当なものであることは忘れてはならない。

そういった意味からも、バウチャーシステムについてよく調査し、ぜひ導入に向けて歩みを進めてほしい。子育て支援の目的で積み重なってきた施策の再検証、再構築の絶好の機会になるはずだ。

○答弁(武井区長)

個々の家庭の子育てに関する負担の把握は困難。一方、公費負担の把握は比較的容易で、港区の施策や事業の実態は明らかにしている。バウチャーシステムは、サービスの受け皿の整備が必要。現時点では施策の充実が優先課題。在宅子育て支援では、ショートステイ、一時預かりや子育て広場などの事業を実施し、好評。このような機能の充実を含め、在宅子育ての方と保育園などの利用者との公平性を図っていく。

○小斉太郎の意見

在宅子育てを選ぶ。その理由は今や、経済的なものばかりではない。親の手元で育てるべき、という理念に基づいているのではないだろうか。その理念に基づいた選択をしている家庭、子どもたちに対する公的な支援が極端に少ないことは、やはり正さなければならない。

この点については、今定例会の一般質問でも取り上げたが、「選択可能で多様な子育て施策を推進していく必要がある」との答弁にとどまり、「公平な公的支援」に関しての見解の表明は避けられた感があった。あるいは、推測すると、さまざまなニーズをとらえ、直接的に施設をつくり事業を供給していく、とも受け取れる。仮にそうだとしたら、私が訴えている趣旨とは大きく異なるため、再度予算委員会で質問した。

しかし、区長の見解は変わらなかった。公平性を追求するための有力な方法であるバウチャーシステム導入を新たに提案したが、これもゼロ回答。施策展開によって民間ベースの受け皿が拡大することは杉並区の事例からも明らかだが、港区は「行政の直接供給」が必要だという。「官主導」、区長と私との間の思想の違いが色濃く明らかとなった質疑であったといえる。

区長のやり方で、「在宅子育ての方と保育園などの利用者との公平性を図っていく」ことは困難だ。

介護予防事業者選定の問題点

区役所が介護予防に積極的に取り組むことを否定するつもりは全くありません。ただ、その事業を行う事業者の選定過程は公正でなければなりません。

「公正さが疑われる」という情報が私のもとに寄せられ調査してみると、確かに疑念を抱かれかねないスキームであることがわかりました。そこで、その状況を予算委員会場で質し、公正な区政運営を行うよう強く訴えました。

なお、その際、大きなパネルを使用し質疑に臨んだ(P17 に写真掲載)こともあり、港区政新聞にその内容が報道されました。

港区の介護予防関連施策と

財団法人東京都高齢者研究・福祉振興財団、東京都老人総合研究所との関係について

(以下、それぞれ振興財団、都老研と略す)

20年度介護予防プロジェクトの委託先は？20年度介護予防総合センター基礎資料作成の委託先は？20年度介護予防リーダー養成塾事業の委託先は？

→すべて振興財団

各施策と振興財団・都老研との関係は、これだけ見ても大きな影響を受けていると推察できる。

振興財団・都老研とは？

振興財団は、福祉情報提供、介護サービス情報の公表をはじめ、法人への経営支援、施設整備運営への支援、人材育成支援、相談等の、基本的には事業を実施する団体。

一方、都老研は、健康長寿をビジョンとした基幹的研究や長期プロジェクト研究を行う研究機関で、講演・出版等を通じて研究成果を普及・還元している。都老研は、美濃部都政時代に直営で発足した歴史を持ち、研究内容や成果という意味では一定の評価がされていると聞く。時代の流れで振興財団の一部となり現在に至っている。

振興財団の財務内容をみると、東京都からの補助金が年間60億円程度ある組織で、東京都の外郭団体である。東京都からの職員派遣状況や詳細の財務内容については、時間がなく、十分調査できなかった。

都老研の中には「介護予防緊急対策室」という組織があるが、研究機関である都老研の中にあつては、活動が極めて異質。平成18年度から介護予防普及・定着推進事業(介護予防区市町村サポートセンター)を東京都から受託、平成19年度からは高齢者権利擁護推進事業、介護予防評価支援事業を受託、研究機関内の対策室でありながら、東京都の実質的な事業委託先となっている(形式は振興財団への委託ということになっている)。

この「対策室」は、研究に基づく事業を行う実行部隊の役割を担っているということで、港区の振興財団の委託案件も、実質的にはこの都老研「介護予防緊急対策室」が受けていると言っている。

振興財団における介護予防運動指導員育成に関する事業と指定業者との関係について

振興財団では、都老研の研究成果に基づいて「介護予防運動指導員養成事業」、つまり、民間事業者に介護予防運動を指導するための講習・試験を任せ、講習プログラム提供、能力認定、資格付与を行う事業を実施・展開している。

現在、介護運動の指導に関して公的資格(国家資格)

は存在せず、「介護予防運動指導員」も民間資格(名称は商標登録済み)。

これは、厚生労働省が介護予防運動指導に関して、特定の資格を特別扱いしていないということの裏返しで、いわば「お墨付き」のある資格はなく、同趣旨の資格は全国で数十あるともいわれている。

振興財団は、この「介護予防運動指導員」という資格制度を創設し、講習・試験を実施する事業者を指定制として、講習募集者一人あたり約20,000円の指定料を納入させるという、いわば事業(商売)を行っているといえる。

20年度介護予防事業の競争入札結果より

そこで、20年度の事業(21年度も同様の事業展開予定)について、委託先事業者を見てみると、委託8事業のうち振興財団受託が1件、その他のうち5件は、今紹介した振興財団指定業者であるセントラルスポーツという業者。

特命随意契約は2件、1件は「介護予防リーダー養成塾事業」で、他の自治体での実績を推薦根拠に挙げており、もう1件は「高齢者筋力向上トレーニング事業」で、振興財団の指定事業者であることを第一の推薦根拠としている。

ここからも、振興財団・都老研の影響を強く感じさせる。また、興味深いのは競争入札の状況。

時系列に見ると、高齢者健康トレーニング事業は、全体で10社指名のうち、振興財団指定業者5社、そのうち3社は入札に参加せず、2社が参加、このときは振興財団指定業者以外が最低価格で落札。

特定高齢者対象高齢者健康トレーニング事業は、全体で8社指名、うち振興財団指定業者は6社、うち4社が入札に参加せず、2社が参加、振興財団指定業者のセントラルスポーツ社が落札。

転倒予防教室事業は、全体で6社指名、全てが振興財団指定業者、4社が参加せず、2社が参加、セントラルスポーツ社が落札。

みんなと介護予防講座事業は、全体で6社指名、うち振興財団指定業者は5社、うち3社が参加せず、セントラルスポーツ社が落札。

水中トレーニング事業は、全体で4社指名、うち3社が振興財団指定業者だったが、3社とも参加せず、指定業者以外の業者が落札。

尿もれ予防教室事業は、全体で6社指名のうち、振興財団指定業者は5社、うち4社が参加せず、結果はセントラルスポーツ社が最低価格で落札。

港区の介護予防に関連する事業は、財団法人東京都高齢者研究・福祉振興財団ならびに東京都老人総合研究所の影響を大きく受けている、というよりも、それら団体のプログラムを丸ごと取り入れている。そのため、予期しているか否かにかかわらず、委託先事業者もその傘下に決まるという構図になっている。

21年度介護予防事業のプロポーザル選考

20年度の介護予防事業の事業者決定の経緯の中で、21年度事業については、事業者の専門性や高度な知識・経験を見極めるためということで「プロポーザル方式の事業者選考」が行われた。

疑問点について。まずは、プロポーザル方式の事業者選考を行った全7事業のスタッフ要件について。

募集にあたっての仕様書を見ると、全事業において「理学療法士、健康運動指導士及び介護予防運動指導員のいずれかの資格を有し、高齢者に対する運動指導経験がある者」とされている。先述のように、介護予防運動指導員について公的資格はなく、港区のような募集条件の付与はレアケース。多数の事例を検証できなかったが、「健康運動指導士他、虚弱高齢者対応事業に精通している者」など、広く応募の門戸を広げる方法がとれたのではないか。港区と振興財団および都老研との密接な関係を考えると、応募から選考まで、指定業者に有利に働く可能性を否定できない。

より高い公正性、疑念を抱かれぬ事業者選考、この視点から考えると、十二分の慎重さが必要だった。さらに、選考委員について。

議会の予算審議においても情報が公開されなかったことで確認することはできないが、振興財団・都老研介護予防緊急対策室長A氏が入っているという、かなり確度の高い情報がある(質疑後4月に確認済み)。

先述の通り、振興財団と指定業者との間には契約に基づく金銭のやり取り(いわば商行為に準ずる関係)がある。発注元の港区の要件設定から考えても、プロポーザル選考にその指定業者が応募してくる可能性は極めて高い。指定する側で指定料を受け取る立場の振興財団・都老研介護予防緊急対策室長A氏が選考委員であることは、公正さを欠くという可能性を指摘されても反論できないのではないかと。

たとえ真実が公正であったとしても、選考自体の信頼性は大きく損なわれる。

介護予防運動機器について

介護予防運動機器について。本年度までの設置状況(麻布支所のみ)、21年度設置予定(麻布支所、赤坂福祉、白金台福祉)の資料がある。これら機器導入については、CGT・包括高齢者運動トレーニング、というのがキーワードになる。

まず、港区がプロポーザル選考した来年度事業のうちで機器を利用する2事業について調べると、仕様書には「CGTの4機種」を使用することが明記され、「スタッフはトレーニング機器の使用方法を習熟している必要があります」としている。

また、振興財団の指定事業者の要件を調べると、介護予防運動指導員の講習実施にあたっては「財団が指定する機器を利用して頂く」とあり、その指定機器は、「レッグプレス・レッグエクステンション・ローイング・ヒップアダクション」と完全に一致しており、さらに、港区の21年度設置機器も、その多くが符合する。

振興財団の介護予防運動指導員の資格保持者が活用するための準備であるかとも疑われかねない。

CGT・包括高齢者運動トレーニングの理論をもとにした機器を取り扱うメーカー(業者)6社が集まって設立されている「日本介護予防普及協会」の推奨機器にも、今紹介したほとんどの機器が含まれていることにも注目したい。CGT・包括高齢者運動トレーニングは、振興財団・都老研介護予防緊急対策室長 A 氏が「考案し呼びかけている」ものだとホームページ上で伝えている業者も複数ある(ミナト医科学、グラフィージなど)。

仮に、一研究者が機器の開発に関わることはありうるが、資格を認証したり自治体の事業を直接受託したりする準公的機関に所属し、自治体の委託事業者選考にも深く関わる立場である振興財団・都老研介護予防緊急対策室長 A 氏ならば、「問題なし」とはいえない。理論に基づき機器が開発されるとするならば、その理論を提唱する研究者とメーカーに関係が生じるであろうことは、極めて常識的な推察だ。

この介護予防運動機器の点から見ても、振興財団の介護予防運動指導員の資格付与の事業やその指定事業者の関連、その事業のベースとなる都老研との関連、自治体の介護予防施策と関わる振興財団・都老研介護予防緊急対策室長 A 氏との関連等、介護予防の施策について、制度と事業と事業者との密接不可分の構図を感じる。

地域包括支援センター運営協議会について

協議会の会長は、振興財団・都老研介護予防緊急対策室長 A 氏。A 氏が、今度は協議会の会長として出てきた。

地域包括支援センターの役割は、介護予防ケアマネジメント、プランの策定、地域福祉に関する相談機能、事業者・医療機関・住民との連携調整やケアマネジャーに対する指導・助言等、介護予防事業の対象高齢者との関わりは極めて深く、重責を担っている。

そして、地域包括支援センター運営協議会は、地域包括支援センターの「適切な運営及び公正・中立性の確保その他センターの円滑かつ適正な運営を図るため」設置すると、要綱で定められている

協議会は、地域包括支援センターの設置、事業内容の評価、運営、地域包括ケアに関することなどを協議することとされており、地域包括支援センターへの影響力は制度上極めて大きい。

そのような協議会の会長として、振興財団・都老研に属する A 氏はふさわしいのか。

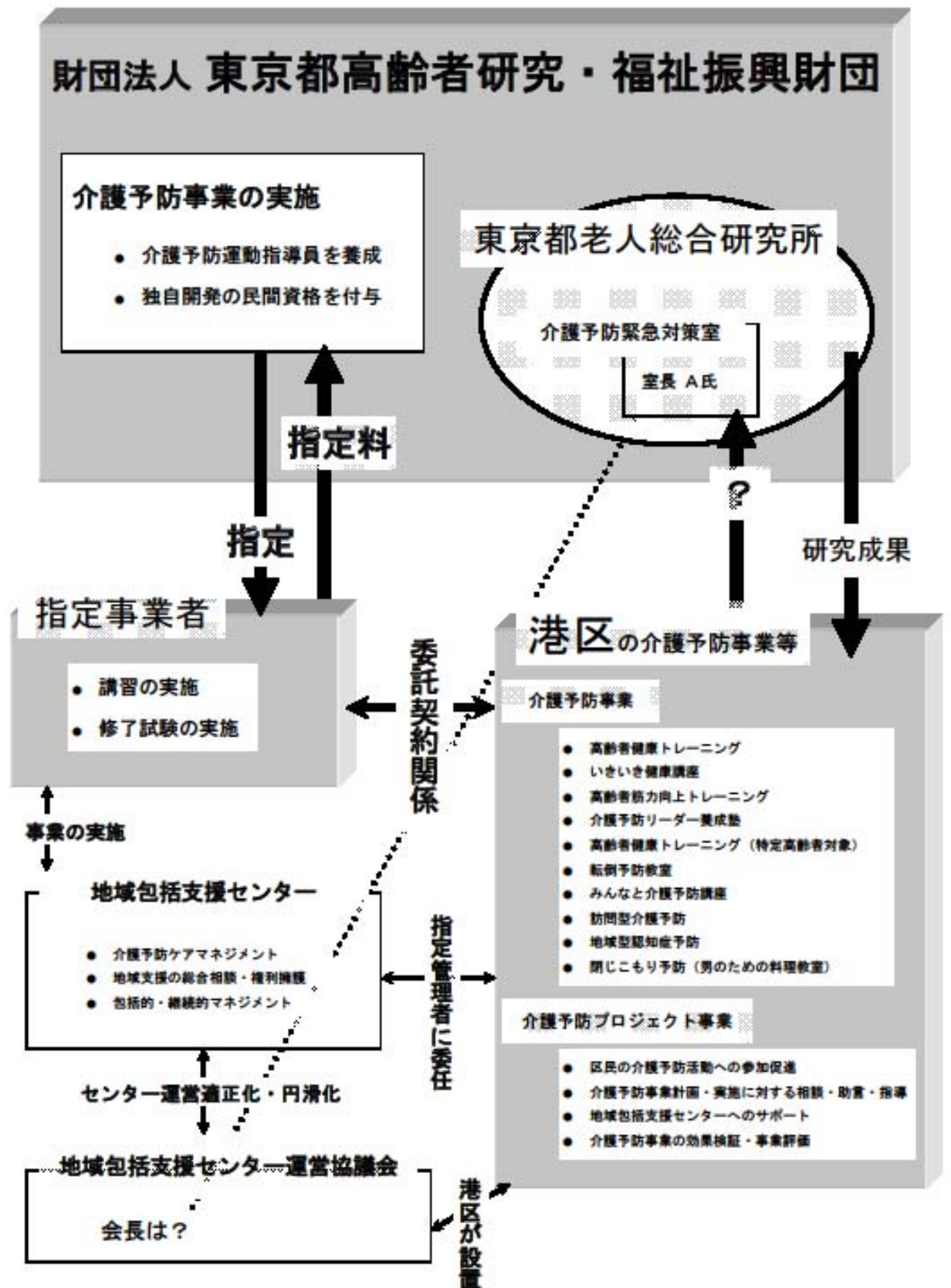
まとめ

「ここまで来るとちよっとやりすぎ」

「ここまでやるならそれなりの十分な説明とオープンな論議が必要」

介護予防理論の専門家ではないので本日は取り上げなかったが、仮に、港区の介護予防施策・プログラム全体の構築を都老研に任せるにしても、少なくとも、委託事業者の選考や包括支援センター運営協議会などに関わるべきではなかった。

なぜなら、振興財団の資格付与事業は今回取り上げた通りで、都老研・介護予防緊急対策室は研究機関とは言えず、東京都からの委託事業をはじめとして、普及啓発を入口にした事業実施主体となっているからだ。数々の状況を積み重ね、重ね合わせてみると、ある種の疑いを抱かれてもおかしくない構図になる。高度な



公正さを求められる行政機関として、これら事業についてこれを機に、再度振り返って点検し、足元を見つめなおして頂きたい。

よもや間違いはないと信じたいが、「さまざまな指摘はあったが公正に執行されている」ということの確認コメントと、併せて、「今後、いささかも疑念を招かぬ行政運営に努める」旨の決意を示されたい。

田中 保健福祉支援部長答弁

私ども行政に携わる者として、適正かつ公正に業務を執行運営することは基本中の基本。

介護予防事業の実施に向けた取り組みでも、区民から疑念を招かぬよう、適正かつ公正に執行している。ご指摘の件については、今後の行政運営にあたり「疑念を招かぬよう心して事業を行え」という言葉だと真摯に受け止め、利用者に喜んで頂けるよう全力を尽くすので、ご理解願いたい。

(この質疑に関連した質疑)

来年度事業のプロポーザル契約関係資料の提出ができないことについて

港区情報公開条例第5条第1項第3号を根拠としているようだが、根拠になり得るのか。条文と照らし当該資料の公開が、事業実施の目的を妨げるか、公正・適正な執行を困難にするか、極めて疑問。

次年度事業の契約手続きを前年度中に行うことは、総務省見解に基づく特例の扱い。翌年度予算案審議の際に契約は内定しているのに、そのことに触れられずに予算案の審議をせざるをえなくなる。

すでに事業者が内定している中での予算案審議であり、契約準備行為であったとしても、審議する上で必要な資料は提出されるべき。

議員が予算案を審議するにあたって、本来は、応募状況やその内容、結果について精査すべき立場にある。条例を根拠に資料提出がなされないということは、十分な審議を侵害する。改めて再考を強く指摘したい。

受験生本人が答案の採点をしているのと同じ 外郭団体の指定管理者選定問題

港区には、「財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団(以下財団と略す)」という外郭団体があります。

このほかにも、住宅公社や駐車場運営の株式会社などがありました。この3月でほぼ解散ということになりました。しかし、この「財団」だけは存続し、指定管理者として引き続き、港区の区民向け施設の管理をほぼ一手に引き受けることとなります。私には、なぜこの「財団」だけ存続させることなのか、議会での相当な質疑を経た今も理解することはできていません。今や、民間事業者でも同様の業務は十分可能なはずで。

私は、区議会に復帰以来、現区長がこの「財団」をどのように取り扱うのかを注視してきました。結果、組織は存続、区役所の仕事を引き続き担うことになった訳です。

この紙面においては、これまでの議会における私の取り組みを簡潔に紹介します。私の問題意識を伝え、読者の皆様にご判断頂ければ幸いです。

「財団」組織の概況

【「財団」のしごと】

区民センターや生涯学習施設、体育施設の管理・運営および事業の実施

【財務状況】

出資金 5 億円は港区が全額出資。総予算は約 17 億 1,000 万円(平成 20 年度)。その内、15 億 6,000 万円が港区からの補助金・委託料。年間予算の 90%以上を区が持ち出して運営されている。

【職員数と内訳】

職員は全 97 名。その内、区役所からの派遣は 32 名、全体の 1/3 にあたる。しかも、区からの派遣職員は主に管理部門に在籍。

【役員】

事務局長は区役所の元部長級職員、理事長は元区長。

【概観】

区役所からの職員派遣数は減少傾向だが、組織運営の方法や財務状況は、設立以来ほとんど変わっていない。

「財団」設立からの経緯

平成 8 年に設立。当時直営だった区民センターなどの施設管理を行わせるために区役所が作った。いろいろ大義名分はあったが、人件費削減が大きな理由だった。設立時はほとんど全てが区役所丸抱えだったが、区議会の質疑を通じて、設立前、そして設立してからも、財政的にも人的にも自立した団体組織を目指すという説明を一貫して行ってきた。しかし、「財団」の実態は大きく変化しなかった。

設立から 12 年が経ち、当初掲げた将来像にどこまで近づいたと言えるのか、具体的数値として示せるのか、これからどこまで到達するのか。

いくら説明を求めても区長の明確な答えはない。区長答弁では、「財団が行政を補完する役割を果たしていくことを基本に、管理運営費に対する補助金や区の人的関与を段階的に縮小していくことで、財団の自立性、自主性が高まるよう指導」と述べた。

「財団が行政を補完する」という考え方は初めて示されたものであり、この一言を取っても、自立した団体にはなり得ないことを示している。なぜこの「財団」を港区が存続させる必要があるのか、は示されていないということだ。

「財団」を取り巻く環境変化

平成 16 年に指定管理者制度ができて、「財団」の存在意義に大きな変化が生じた。それまでは、行政が出資する団体にしか公立施設の管理業務ができなかったのが、指定管理者制度創設により、あらゆる民間の企業や団体に門戸が開かれた。本来、その段階で「財団」の役割は終わったともいえるが、この点についても納得できる説明はない。

三年間は特命で「財団」が指定管理者に

指定管理者制度の創設を受けて、区民向け施設の管理を引き続いて、三年間の特命で「財団」に委任し、その期間内で様子を見て、その後の取扱について決めるということとなった。

しかし、三年間でどこに変化があったのか、公募に手を挙げるにふさわしい改革がなされたのか、その変化を示す具体的な成果を示せるのか、示したのか。公式な成果物もない。少なくとも私には全く見えない。外郭団体改革の計画でも、「存続」の結論ありき。

この点についても、区長からの明快な説明はない。区長答弁では、ISO やプライバシーマークの取得が具体的成果として挙げられたが、そのような小さな成果を求めてはいない。総合的な検証とその結果の公表、議論が必要なのは言うまでもない。

公募に参加しているかさえ公開されない

「財団」特命管理の三年満期を迎えるにあたり、区役所は新たな指定管理者を公募することとした。しかし、「財団」が公募に参加しているのか、手を挙げているのかどうかを、区役所は正式には公開しなかった。

港区が全額をほぼ出資して、ほとんどが港区からの委託料、補助金で運営されている団体の動向を、主権者たる区民が知ることはできないのはお

かしいと、私は厳しく指摘した。ちなみに、私は各種情報から、「財団」が参加していることはわかっていたが…。

自分の答案を自分で採点する

そもそも「財団」のような団体が民間企業と同列に公募参加するということは、それ自体、公正さに欠ける。選ぶ人と選ばれる人が同じということだ。同じと言わないまでも、血縁者。受験生が自分の答案を採点する。あるいは、受験生の親が自分の子どもの答案を採点する、そういう状況だ。これで本当に親心が加わらないのか。

財団はそもそも公募に手を挙げていい団体なのか。この点についても、納得できる区長の認識と判断は示されていない。

区長答弁では、「指定管理者制度の主要な目的である区民サービスの向上が達成されるのであれば、外郭団体であることをもって、公募対象から除外する理由にはならない」とされた。しかし、私が指摘した「財団」固有の事情に関連した説明は全くないのである。

「財団」が指定管理者になれなかったら…

「財団」が指定管理者に選ばれないケースもあり得た。まさかあらかじめ選ばれることが決まっている訳ではないはずだから。しかし、その際に「財団」をどうするのか、議会への説明は全くなかった。まるで、選ばれないことはないかのように。

この問いには区長は次のように答弁した。「指定管理者の選考結果に関わらず、財団は今後も重要な役割を果たしていく」と。

施設の管理と事業実施いう中枢業務を取り上げられた財団は、一体何をするというのか。区役所からの派遣職員や補助金で成り立っている団体が…。あらかじめ「財団」を指定することが決まっていたのではないか、結論ありきだから考える必要がなのではないか。

「重要な役割」の内容、具体的な説明はここでも避けられたのである。

「財団」の存続、そのものが大問題なのだ

そもそも「財団」を、区役所が手取り足取りしてまで存続させる必要があったのか。

以前区長から、「公募に耐え得るように財団を指導する」という議会答弁があったが、それ自体、指定管理者制度の本質を理解していないのではないかと思う。

公の仕事について、役所だけが担う、役所が面倒を見る団体が担う、それ以外の民間は担えないのだ。そんな時代はもはやとついに終わっている。

「財団」関連でないさまざまな組織では、指定管理者制度で民間が管理を担っている施設はたくさんある。この財団だけが特別である理由は全くない。また、現実には、区役所職員の出向者が管理中枢の大宗を占めていて、設立以来の財務状況を見ても、区役所からの自立を目指すにはほど遠い。「存続」という結論を、根本的に検討し直す必要がある。

ある長老議員の発言

私が質問を準備するために過去の議事録をあたっていたら、一昨年亡くなられた横山議員が私と同じような考え方を持っていたのだということを知った。少し長くなるが、要約して引用したい。2006.10.03 決算特別委員会の発言。

○委員(横山勝司君)

私は平成7年6月から平成9年10月まで2年間、議長を務めさせて頂いたけれども、その時に、区長は菅谷さん、助役は上田さん、総務部長が新田さんだと思った。その時に、平成7年に、今度財団をつくらんと言った動き出した。その説明を新田部長からさんざ私は聞いたけれども、「どうも新田君、君の説明じゃ納得しないよ」ということで納得しなかったのだけれども、そのうち上田助役が出てきて、「何とか先生、議長に反対されたのでは出す訳にはいかないから」という訳で、だけど私は反対だということ。

というのは、財団というものはつくるのに大変なので。お金集めしたり、運営も大変だね。どうしたことなのかと言っているいろいろ聞いたけれども、ついに港区スポーツふれあい文化健康財団というのかな、それができた訳だ。これが平成8年4月にできた。絶対どうしてもつくるというので、どうしてもつくるなら、財団は区から人間を配置しちやいけないよ。人間を配置したら、屋上屋をつくるようなもので、区役所が二つできたようなものになるから、同じことをやらせるのでは、これはむだだと。だから人間を渡しちや絶対だめだよ。財団固有の職員を雇いなさい。そしてお金を集めなさい。そういう形で運営しろと。それならばいいと。それならやっごらんないよ。「できるだけそういうふうにします」ということで平成8年からやりますということになった。

やっていないじゃないか。人間を持っていつちやっただじゃないかと。あの当時はほとんど人間が区から行ってたわけだ。今だって大分いるでしょう。「うそついたな、おまえら」と言ったのですが、発車した。「先生、勘弁してくれ。3年以内には必ず先生の言うとおりにします」と上田助役も新田部長も言っていた。今いないからどうにもならないけれども、ところがもう10年たっているのだね。10年たつたって全然変わっていないよ。

それで、ここに港区財政レポートという本があるのだけれども。この中に補助金の状況というのが出ています。財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団に対する補助金8億5,924万4,000円、

ちゃんと載っている。載ってなきやおかしいけど。8億5,900万円も区はこの財団に出している。そして、この財団の理事長というのは、この財団をつくる時の区長だよ。おかしいと思わないかね。菅谷さんは港区の体育協会の親分をやっているね。それはいいと思う、体育協会の会長は。体育協会に特別に区から金が行くわけじゃないから。8億5,000万円も行くところに元区長がいたのではまずいですよ。みんなそう思わないですか。思うけど言えないのでしょうか。ということがこの議会で出たよということ、野村助役、菅谷さんに言っておいてください。

あくまで財団というのは民間から人を選んで、そして長になってもらい、そして民間からお金も集め、そして運営をしていくと。いよいよ足りないところは区から応援してもいいと思えますけれども、この財団は区がいきなり金を持ってきて、いきなりつくっちゃったのだよ。区がつくった御用財団なのだよ。出発点のところ間違っている。だからもう10年たつたのだから、ひとつこの辺で軌道修正して、ちゃんとした財団にぜひしてほしいということを勝手に私はしゃべるから、あなた方の中でもし菅谷さんに言える人がいたら、言える人っていないかな。横山がこんなことを言っていたよということをぜひ伝えてほしいと思います。これは答弁は要らない。答弁しろと言ったって、区長だって無理なものね。そんなことを言ったってかわいそうだよ。そういうことで私のひとり言ということにしておきますが、ぜひお願いしたいと思います。

(「議事録も」と呼ぶ者あり)

議事録には載るものね。議事ストップと言わないものね。委員長、ちゃんと載せておいてよ、私の今しゃべったこと。お願いします。それじゃ、やめます。

長年区政に関わってきた長老議員の極めて重い発言だ。最後の「(議事録に)ちゃんと載せておいてよ」の発言は特に重い。おそらく、最後に伝えなかったのだろう。この発言は亡くなる数ヶ月前、実質的な最後の議会発言でもある。区長以下、役所の幹部職員は、この発言をどのように受け止めるのだろう。設立当初の舞台裏でのやり取り、今もって生々しく伝わってくる。

この発言との出会いで私は、今が「見直す」絶好の時期であることは間違いない、と改めて確信した。

選考の結果、「財団」が指定管理者に

私の質問や指摘に関わらず、これまで「財団」が管理していた施設の指定管理者の選考作業は淡々と進められた。そして、男女平等参画センターを除く全ての施設の指定管理者は「財団」に決まり、9月議会に提案された。

男女平等参画センターだけは新規の民間事業者が指定管理者となったが、その他以下の各施設の指定管理者には再び、「財団」が選ばれた。

各区民センター、生涯学習センター、青山生涯学習館、ス

ポーツセンター、各運動場・野球場、健康増進センター

選考・選定過程が示す問題点

指定管理者の決定に至るまで、おおむね以下の流れで進む。

公募要綱策定→公募開始→一次選考→二次選考→指定管理者候補者決定→区内選定委員会(確認・決定)→庁議決定→議会提案→議決(正式決定)

それぞれの場面で問題点や課題があるが、私は、選考の際に行われた採点のあり方について、警鐘を促す意味で第一の課題として取り上げた。

順位ポイント制と総得点制

選考・審査においては、順位ポイント制を採用している。順位ポイント制とは、採点表に従い選考委員に点をつけてもらい、その総得点に応じて順位をつける。3社参加の場合、1位の業者には3点を与え、2位の業者には2点、3位の業者には1点。各選考委員の順位のポイントを合計して得点にし、さらに順位付けする、という方法だ。

この方式をとった理由を担当課長に確認した。「選考委員会の委員の総意で決定した」との答弁。理由を述べてはいたが、あくまで担当課長の見解で、選考委員会で議論がなされた形跡はない。

選考委員は、それぞれの思いに従って点数を付けている。その点数を積算して得た結果(総得点)も、重要な判断要素である。高齢者集合住宅の指定管理者の選考は、各選考委員の得点を積算したものの合計をもって順位を決めている。

そこで、総得点も加味した、併用させた選考をする必要について質した。

それに対しては、「選考委員会では、今回順位ポイントを優先しながらも最終的には総合的に判断。僅差の場合は順位ポイント制だからという形ではなく、僅差であることをもって総合得点も加味して総合的に最終判断したと認識」と答弁。本当だろうか?

それを受けての小齊の発言。

○委員(小齊太郎君)

それは認識しているだけで、やはり実際は順位ポイントが決定的な要素を占めてしまっている。

例えば、(議事要旨が公開されている)エコプラザ(の指定管理者選考)でも、順位ポイント制でいくと、選考委員会が始まる時に合議した。そして、順位ポイント制では今とっている毎日アースデイだけれども、第二次審査を聞いたなら2位のところもいいではないかという話が出てきた。ただ、やはり順位ポイント制でいこうと決めたではないかと、ある委員がおっしゃって、合意ということで順位ポイント制に沿った選考がなされた経緯がある。

やはり数字が出てくることは非常に重い。選考委員の視点の多様性も含めて、あらゆる角度で検証していく必要がある。と思うし、そういう意味では、得点をつけてもらっているわけだから、総得

点も併記して、その中で総合的に判断してもらうことを一定のルールとして確立すべき。

これに対する担当課長の答弁。

○経営改革推進担当課長(佐藤博史君)

今後ルールづけも含めてその部分をどんな形でやっていくことが一番区民サービスの向上にとって、指定管理者制度導入の公正性、透明性の確保についてもいいのか、検討してまいりたい。

得点の付け方で順位が入れ替わる!?

○委員(小齊太郎君)

私が何でこんなことを言っているかというと、今回、議会に上程されている社会体育施設の指定管理者の公募で、6人の選考委員によって第一次審査がなされた。

順位ポイントでは「財団」グループが選定されたのだが「11点」。B事業者が「10点」と非常に僅差。一方、各選考委員の点数を合計すると、「財団」グループは380点、B事業者は387点。

順位が逆転する!

第二次審査は、得点のつけ方が非常に簡易になるので、差がつきにくくなるのだが、B事業者は「67点」で、「財団」グループは「68点」。

もし、総得点制を採用していれば(一次・二次の得点を)そのまま足し合わせるので、総得点制でいく

と結果が逆転する。こういう事例が現実にあった。果たして本当にどちらがよかったのか。

いずれにしても、社会体育施設の指定管理者は、これだけの僅差で「財団」グループがとった。

選考過程で浮かび上がった「財団」の課題

既存事業者は著しく有利

「財団」のように、これまで事業を担当してきた既存事業者は選考の際、有利になりすぎる。したがって、ある意味では、得点が離れて当然な結果にならないとおかしい。僅差の場合は、新規の事業者の意欲みたいなものを酌み取る仕組みが今後必要。

「プレゼンした人、受けた人」はだれか?

「財団」関係の選考の際、「財団」を代表して第二次審査のプレゼンテーションに来たのはだれか。ズバリ、区役所の関係者です。区役所職員OBと出向職員。

それを受けた選考委員の中には、区役所職員が複数入っていることは言うまでもない。

民間と同じ土俵で戦う公正さを考えるとき、役所の甘さが大いに浮き彫りとなっている。まさに、「受験生の採点を受験生の親がしている」、この例えがピッタリとあてはまる。

選考委員会報告書の厳しい指摘

「財団」が指定管理者に決まった選考委員会の報告書を見ると、点数の付け方からして「財団」にかなり厳しい評価をしている選考委員が少なからずいた。点差が大きいのである。

報告書では、「選定された財団に指定管理者としての課題もある」とする意見もあり、さらには、「コスト意識不足、収支差額が大きい」と断じているものまであった。

区役所職員の派遣は続く

「財団」が指定管理者であっても、区役所からの職員派遣は続く。もし、指定管理者が純粋な株式会社になった場合、区役所は職員を派遣できるのだろうか。

私の指摘を受け人事課長は、「委員からのご指摘等々もある。財団の独立、自主性というところもある。その辺も踏まえて、今後、派遣のあり方、人数等について十分検討させていただきたい」とした。私は、「今から検討するのではなくて、しっかり整理した上で指定管理者に任せるのだったら任せる。そういうけじめがないと」いけない、と応じた。

「財団」は指定管理者であり、行政の補完団体

これから区役所は「財団」と、指定管理者としてお付き合いすると同時に、「財団」を区長いわくの行政の補完団体として支援、育成、監督、指導していかなければならない。職員派遣は、後者の立場の中で行われている。

区役所は「財団」に対して、チェックと支援を同時にしていかなければならない。これは一人の人間に置き換えてみても非常に難しいこと。これは、子どもを持っている親御さんがやられていることかもしれない。育つことを応援しながらも厳しくしつけなければいけない。これは子どもと親の関係なら人間としてやらなければいけないことだが、制度や仕組みの中でそれをやるというのは極めて困難だと指摘せざるを得ない。

「財団」の存立意義を考えるべきだった

設立して10年以上たった「財団」。港区がほぼ全額を出資して設立している「財団」。残念ながら、自主・自立にはほど遠い状況が続いている。

今、改めて指定管理者を選考・選定する。この時期は、「財団」のありようを本質的に見直す千載一遇のチャンスだった。

新しい指定管理者選定の公正性の観点からも、「財団」の設立経緯や現状を見ても、「財団」がそのままの形で引き続いて、区民センター等の管理や事業実施の業務を担うには、やはり問題があったと断じざるを得ない。

繰り返しになるが、財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団、設立当初はそれなりの意義があったことは否定しないが、社会情勢の変化によってその役割は終わっている。

指定管理者制度で民間事業者が十分担えるのだから。

指定管理者等の選定・運営の内部監視体制強化を

民間に委ねる事業の公正性・透明性確保

予算案の数字上で見ると、今や委託料は233億円、工事請負費229億円を加えると、実に予算の1/3にあたる部分で民間に公の仕事を買ってもらっている。このような状況において、区民により信頼される区政運営を行うためにますます重要なのが、事業者の選定から事業実施に至るまでの公正性・透明性の確保である。

各款審議でも取り上げた、介護予防事業のプロポーザル方式の事業者選定における選考委員の属性に関わる問題をはじめ、駐車場施設の指定管理者選考過程での重要事項の見落としも一般質問で指摘されていた。また、実施段階においても、業務内容をチェックする体制がルール上も実態も所管任せになっている点も指摘し、しかも内部監査のルールが明確ではないことも指摘した。さらには、今年度をもって、指定管理者制度の内部監査も担当していた部署をなくし企画課に包含させる組織改正が予定されており、監視機能を強化すべき時に、その方向に逆行しているのではないかと。指定管理者制度のみならず、民間が公的部門への参入が多岐にわたる今、「行政経営の管理改善に関すること」は極めて重要な任務ではないだろうか。この文言で表記された分掌事務も廃止となる。区長の、公正性や透明性の確保のための内部努力の姿勢を問われかねない。

民間に委ねる事業の公正性・透明性について、区長の取組方針、その具体的内容と決意について伺う。特に、公正な業者選定と透明性確保、事業者の内部監査の所管任せの弊害の除去、独立して責任を任せられる内部監査機能の必要性・重要性の認識、これらを含めて答弁されたい。

小齊の一言

これは、先の予算委員会で準備した質問の一部だが、持ち時間が足りず質問に至らなかった、いわば「幻の質問」。したがって、区長の見解を質すことはできなかった。

ただし、民間事業者等に港区役所の仕事を任せる事例が増え続ける中、その選び方や仕事の進め方を十二分にチェックすることは非常に重要なこと。役所は「やっている」といい、私も全面否定はしないが、より透明で分かりやすい形でルールをつくり常に公表しておくことが必要だと訴えている。きちんとやっても、疑念を招く余地があれば、全体の信頼をも疑われかねない。「担当者まかせにせず、内部でしっかり監視する部門を明確化する」「民間に任せる際の一連のルールをつくり公開する」、この二点が大きなキーワードだと思っている。常に発言し続けたい。

「財団」問題を通じて指摘した事例

基本的な募集要件の統一化を

指定管理者等公募の際は、選考委員の構成や人数、あるいは基本的な採点方法のあり方について、庁内で統一的なモデルをつくるべき。だれが見てもわかる形をつくり、それに合わせて選考・選定することが、透明性を確保する。

【経営改革推進担当課長・答弁】

ご指摘のとおり、細かく統一性が必要な部分が出てきている。統一性が必要なものについては、部会で検討する会議体で、決めていきたい。

議事録の公開

議事の様子を広く区民の前に明らかにすることは透明感のある選考に必要不可欠。エコプラザの募集の際には議事録要旨を公開している。各委員の意見、あるいは選考の過程が非常に明らかになって、公正に選考がなされたことがよくわかる。区民に対しても公正にやられていることの証明書になる。今後の選考、選定に関しては経過の資料を、議事録要旨をきちんと残して、公表するという方向で取り組んでみたい。

【佐藤 経営改革推進担当課長・答弁】

委員がおっしゃるとおり、公正で透明な選考の証明でもあり、選考委員会の議事要旨の公表について、検討してまいりたい。

反省点や改善点を明らかに

今回の、選考から選定の過程、選定委員会での最後の議論も含めて、反省点や改善点等が、今後公正で透明な選考、選定を目指す上で生かせるエッセンスが、たくさん詰まっていると思う。早急に検討し、まとめて、明らかにすべきだ。

【佐藤 経営改革推進担当課長・答弁】

委員ご指摘のとおり、今回初めての指定管理の大きな入れかえで公募が始まった中で、統一性が重要なものや、小さな反省点がさまざま出てきた。適正な選考が実施されたか、募集期間周知方法が適正だったか、安全・安心の視点が十分に確保できているか、選考理由は適正な判断に基づいているか等々、やってみると、ご指摘のとおりまだまだいろいろ出てきている。来年度以降、どの部分に指定管理を導入するかを調整する場もあるが、それに合わせて統一的な制度についても、きちんとまとめた上で、直近の指定管理者制度はこういったルールのもとでやっていくというものは示したい。

公募参加者の公表

23区中5区が公表している。落選事業者も事後に公表している。事業者はそれなりの決意を持って公募に参加しているはずだ。どんな事業者が参加したのか知る権利が区民にはある。また、より高い公正性の担保にもなる。

詳細な第二次審査の採点と公表を

第二次審査は、項目毎にABCDEを付けるだけの非常に簡易なもの。プレゼンテーションを聞いた上

区民文教常任委員会に宛てた公式依頼文書の要旨

(2008年(平成20年)9月22日付)

みらいは二人会派のため上記委員会に委員がいません。したがって、議案審査委員会である上記委員会の委員全員に文書を公式配布し、精査と質疑を求めた。残念ながらおおかた活用されなかったが、この動きでかなり牽制になったと思う。ある理事者(課長級)が、審議当日、委員会開催直前に回収を命じた(もちろん直後に撤回)、との話も伝わっている。

「指定管理者の指定について」の議案審査について

みらい

今般、区民文教常任委員会に審査が付託されている下記議案の審査にあたりまして、委員各位に意見・要望をお伝え致します。ご承知の通り、我が会派には区民文教常任委員がおりませんので、我が会派の意見・要望もご参考にして頂き、慎重かつ活発なるご審議を賜りたく、お願い申し上げます。

記

○ 意見・要望を述べたい議案

議案第83号 指定管理者の指定について(港区立区民センター)

議案第89号 指定管理者の指定について(港区立生涯学習センター)

議案第90号 指定管理者の指定について(港区立生涯学習館)

議案第91号 指定管理者の指定について(港区立運動場)

議案第92号 指定管理者の指定について(港区スポーツセンター)

議案第93号 指定管理者の指定について(港区立武道場)

○ 意見・要望の事項

財団法人 港区スポーツふれあい文化健康財団について

- ▽ 当財団の設立の経緯は、専ら公の施設を管理運営させることにその理由があったが、指定管理者制度の創設により、その使命と役割を終えたのではないか。設立当時の行政当局の議会への説明等を検証し、質して頂きたい。
- ▽ 設立当時より行政当局は、当財団の自主・自立を目指すとの発言を続けてきた。その目標の達成度の検証が不十分なままの指定管理者の指定となっていないか。これは、他の公募参加者との公正性を阻害しかねない状態もとれる。この点につき、特命指定した当時の議会での審査経過等も検証し、質して頂きたい。
- ▽ 今後、当財団が指定管理者になる場合、港区からの出資のあり方、港区からの派遣職員のあり方、理事会や評議員会の構成のあり方等、現行の経営基盤を存続させることは、行政と指定管理者の関係から考えると、チェック体制が甘くなるなどの懸念を拭えない。この点につき、今後の当財団と行政との関係がいかなるものになるのか、区民の前に具体的に明らかになるよう質して頂きたい。

選考・選定過程について

- ▽ 採点集計表並びに各委員の採点表の資料をご覧頂ければお分かりの通り、各施設の選考においてはいずれも、順位ポイント方式を採用している。この方式は、各選考委員の評価を的確に反映するのか。順位ポイント方式を採用した理由やその評価を質して頂きたい。
- ▽ 各委員のポイントを集計してみると、順位が逆転するケースもある。社会体育施設の審査がそれにあたる。この点は非常に重大で、結果の正当性を問われかねない。行政当局の見解を十分に質して頂きたい。
- ▽ 各施設ともいずれも僅差であり、委員の評価が二分されている事例も少なくない。そのような場合、点数を重視しつつも、先行するに至る間の徹底した議論が必要であり、その経過の区民への公表によって結果の正当性を示すことができる。議論の経過や選考の決定理由、反対意見等、詳細に明らかにされるよう質して頂きたい。
- ▽ 二次審査の順位ポイント決定の過程をみると、評価のポイントが大まか過ぎて、各選考委員の評価理由が不明瞭に過ぎる。このような方法を採用した理由を質して頂くとともに、その結果に至る十分な検証をお願いしたい。
- ▽ 既指定管理者はそもそも選考にあたって有利な立場にある。より広く門戸を開放する観点に立てば、新規事業者に対する何らかの優遇があつてしかるべきではないか。また、僅差の際の取り扱いも課題と言える。この点について、見解を質して頂きたい。

で、もっと詳細な採点をしてもらうことで公正性を保ち、事後にそれを公表することでさらに公正さを保つことが必要だ。

多様の視点での審査を

今回は5人前後の選考委員会の構成が多く、男女平等参画センター指定管理者候補者選考委員会も、3人が外部の方で2名が庁内という構成。例えば、書類選考は5人でやって、プレゼンテーションを聞くときには公募委員を入れて、その日だけ来てもらって、公募委員の配点は1/2や1/3にするなど、さまざまな方法が考えられる。港区の選考・選定方法の場合、庁内管理職による選定委員会で最終確認はするのだから、公募も含めた外部委員だけでもいいのではないか。

【鈴木 参事(総務課長事務取扱)・答弁】

今後、もう少し調査研究を深め、公平な選考ができる、幅広く選考できる体制を検討してまいりたい。

【佐藤 経営改革推進担当課長・答弁】

意義あることであり、今のケースとしましては5名以上、またその中で過半数を超える学識経験者という形でやっているの、5名、3名と固定することなく、広く公正で透明な選考が行えるかも検討してまいりたい。

【小斉意見】

千葉県佐倉市のように、公募委員が中心になって選考している事例もあるので、そういうものも参考にしながら、多様な視点で評価してもらう方向でぜひ検討してほしい。

第三回定例議会 決算審議の報告

行政改革の視点を忘れるな

この決算委員会では、こさい太郎の原点に立ち返り、「区役所が行政改革の視点を継続して持ち続けているか」について、具体例をあげながら質した。

正規職員対応から民間対応へ

電話交換職員 平均年間給与919万円

○質問(小齊太郎)

順次、民間と協働の中で任せていくという流れになっているが、電話交換の方、あるいは運転の職員等がいまだに正規職員が充てられている。

電話交換に関しては、平成18年度から平成20年度にかけて9人、8人、7人と減ってきている。運転職の方も16人、14人、12人と減ってきている。

年齢別の職員数は、運転職員は40代1人で、あとは全部50代以上。

電話交換職員は、50代の方がほとんどだが、平成19年度の人件費決算額7,350万2,000円を8人で割り返すと、一人あたり約919万円になる。

電話交換業務、運転業務に関して、直営を維持する必要性のありやなしやということと、今後の取り組みの方向をお答え頂きたい。

また、運転業務に関しては、庁有車を保有しているが、年間3,000万円ぐらい車両の維持費にかかっている。これに加えて購入費用もあるわけだが、自己保有の必要性が本当にあるのかということと、保有しないという方法の可能性は模索されないのかを、あわせて質問する。

○答弁(塚田 契約管財課長)

現在、技能系職員のあり方の見直し、検討を行っている。(職員体制による電話交換業務、自動車運転業務については)この見直しの検討を踏まえ、検討する。

運転業務については、平成17年度から文書交換、総合支所等との文書等の配送は民間委託を実施。本年度からは、区長車の運行を民間委託している。

(庁有車を自己保有について)業務内容によっては、車両のリース、タクシー等の利用、さまざまな視点から業務の見直しを検討することが重要。今後、十分幅広く検討を進めていく。

○答弁(浦田 人事課長)

現在、電話交換業務及び自動車運転業務を含めたすべての技能系職場のあり方の見直しを進めている。区民サービスの向上や効率性等の観点から、各技能系職場の運営方法を見直し、業務委託等を推進するとともに、先ほど委員ご指摘ありま

決算特別委員会で取り上げた主な問題

増え続ける貯金1223億円、19年度の余剰金101億円。極めて豊かな財政状況の今、過度に区役所の仕事が膨らまない行政改革を進めるべきとの姿勢で審議に臨んだ。

☞「公」を担う主体は行政だけではない。「民」の多様な視点や専門性、柔軟性をさらに活かす。また、豊かな財政の活用は「未来への先行投資」の視点を重視せよ。

☞一人あたり人件費が年間800万～900万円を超える電話交換や運転、土木作業業務などは直営を止め、早急に委託化を図れ。

☞区民保養事業は、一人一泊7000円から10000円の補助金を支出しているのと同様。区外者の利用実態もある。区民対象に、回数や所得を限定した補助制度への移行を検討せよ。

☞資源プラスチックの回収には半年間で6億円以上の経費がかかる見込。ごみ減量やそれによる財政効果などの費用対効果を予め示すべきだった。また、環境負荷軽減についても区民に示せ。

☞キスポート財団が関係する指定管理者の選考は、選考委員の採点を合計すると結果が逆転する。疑念の残る選考結果を指摘した。

☞通学路パトロールの充実を。

☞放置自転車の解消をより低コストで高い効果を目指せ。

決算審議における態度表明

決算四案は認定した。その上で、①今のみでなく未来への視点をもって、有形無形の未来への投資を重視した区政運営を行うこと、②「公」を担うのは行政(区役所)だけではないという姿勢をさらに明確にすること、を区長に強く求めた。豊かな財政状況の今、区民・納税者の視点で、行政の肥大化を抑える姿勢を貫き、区政の厳しい精査と積極的な政策提案を続ける。

した退職不補充や事務職場等への異職種事務従事により職員定数の削減を図っていくもの。具体化に向け、職員団体との協議等を行っている。

○質問・意見(小齊太郎)

公を担うのは行政だけではない。区民や民間と協働・連携して担っていくもの。(私の主張は)その流れの一環。担当課長の答弁の方向で早く進むように努力頂きたい。

人件費の一人あたり平均値を言ったが、市場化テストをしたら恐らく行政は勝てない。区民の貴重な税金に基づいて運営されているわけで、少ない経費で効果が上がるようにして頂きたい。

また、これまで技能系、いわゆる現業職について提言してきたが、事務系、総合職にもメスを入れて、聖域化せずに取り組むべき。

土木作業は正規職員対応が必要か

土木作業職員 平均年間給与842万円

○質問(小齊太郎)

土木作業に従事する職員の人件費は、平成19年度決算で約5億円。一人あたり年間842万円となる。作業内容と照らし合わせ、納税者に理解を得られる費用負担なのか。

また、清掃作業とか、植栽の剪定、刈り込みだとか、土木施設の維持補修作業だとか、これは委託をして行っている事業とかなり重複している作業の内容になっている。

これは、お金の問題だけではなく、本当に公務員を雇って、公務員にやって頂くべき仕事なのかという、そもそも論も私はあると思っている。

港区ではやっていないが、公園や児童遊園はもはや指定管理の時代。作業主体が民間に変わっても同等、もしくはそれ以上の仕事ができるはず。土木作業の仕事において、直営の見直しは必須だと思うが、いかがか。

○答弁(亀田 芝地区・活動推進課長)

道路・公園等の維持補修でいうと、迅速性の要請はより強くなっている。また、広域の風水害を考えると、緊急には委託事業者のみに頼ることは困難であり、不安定な対応となる。

区民の安全・安心の確保という点から、自前の機動力と技術を確認する必要性は高く、区民のご理解を頂けるものと考えている。

○質問・意見(小齊太郎)

行政の責任はあるが、緊急災害時対応が民間委託でできないことはない。

「納税者には理解頂ける」というが、より効率的にサービス向上が図られる方法があれば、今のままでは理解は得られない。

現場の声も大切だけれども、納税者の声ももっと大切だということを指摘する。

小齊の視点

「迅速な対応が必要だとか、あるいは緊急時の対応が必要だから正規職員は必要だ」というが、本当にそうでしょうか。

年間を通して言えば、毎日毎日そういうことがあるわけではありません。ましてや災害時の対応ということになったら、年に何回あるのかということの状況をもって、直営職員を雇うということの理由にはな

らないと思います。

区内にはさまざまな事業者がおり、現に委託もしています。清掃にしても、刈り込みだとか、剪定だとか、道路の維持補修にしても、民間の力をかりて、協働してやっていける分野の仕事であることは間違いありません。

区役所は土木作業職員にメスを入れる気持ちはないようですが、私は引き続き訴えて参ります。

区民保養事業は再構築が必要

一人一泊8,000円の補助金支出に相当

○質問(小齊太郎)

私の計算では、港区で運営する大平台みなと荘は利用者一人あたり一泊約8,000円の補助金を出しているのと同様。また、平成19年度、夏季保養施設は一人あたり一泊約9,500円補助していることになる。冬季施設は約8,500円。通年施設は約7,000円の税金を補助しているのと同様。

私はもっとほかのやり方があると思う。

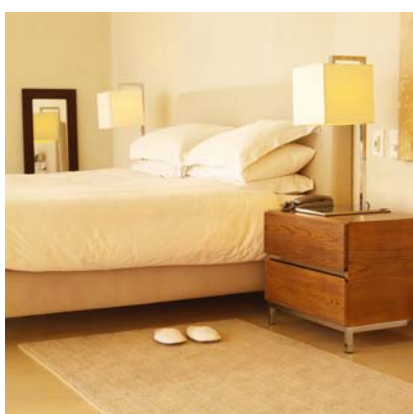
その理由は、大きく三点ある。

- ・ 代表者が区民、在勤者であれば、区民でない人も利用できる。代表者が区民であれば、その友達も泊まれるということ。一泊あたり8,000円の補助金を果たして区外の方、友達とはいえ、支出するのが適当なのかという点。
- ・ 明確に数字が出てこないようだが、非常にリピーター率が高いようだ。リピーター率が高いということで、一部の人たちに特に手厚く補助金を出しているのと同様の状況になっているという点。
- ・ 当該事業は、収入がそんなに多くなくて旅行の機会がないとか、工場をやっている、忙しくて、なかなか家族で旅行することがないというような方を想定しているものと思うが、大平台みなと荘の場合、一人あたりに約8,000円の税金が投入されるとしても、いわゆる高額所得者も隔てなく利用できるという状況になっている。これが果たして行政が行う区民の健康と福祉の増進を図るための事業として妥当なのかどうかという点。

これらの理由から、区民保養事業というもののあり方を、行政の本来あるべき姿を考える中で、もう一度考える必要があるのではないかと。

区民であるか否か、利用回数、所得制限等の条件設定が必要と考える。

失礼な言い方かもしれないが、特に平日はたくさん空いており、働かなくていい方が何回でも行ける。あるいは所得の高い方が、大平台みなと荘に



行っていた必要があるのかどうか。

所得をある程度限定して、回数も限定して、年に何回かはそういう保養施設にどうぞ行ってくださいというような制度、仕組みに改める必要がある。

○答弁(田中 地域振興課長)

区民の皆様に保養施設をご利用頂き、元気回復と保養をして頂き、健康と福祉の増進を図るという事業目的。また、機会の公正性としては、区民の方は2ヶ月前から抽選に参加することができる。さらに、1ヶ月前からは在勤の方が空き室の申し込みができる。あるいは区民の方も空き室の申し込みができるということで、土曜日、休前日はほぼ100%抽選で埋まる。ただ、平日については、空きができるので、空室申し込みという形で利用している。空室の申し込みを頂いている方の中には、平日行ける方という条件からいくと、高齢者を中心とした、若い方はちょっと難しいかなということでもピーターが増えていけると言えるかと思う。

ただ、この施設は極めて利用率が高い施設で、平成19年度も客室の平均利用率は98.5%、今年度の3月、8月は、客室は100%埋まった。また、今年度、直行バスにリフト付きを配車しており、利用者のほとんどからまた利用したいと、アンケート調査でもご回答頂いている。区民の方に大変喜ばれている施設であるということであれば、これだけ実際に利用されているということであれば、継続する意味のある施設であろうと考えている。

○質問・意見(小齊太郎)

利用率が高い、喜ばれている、それは当たり前。約8,000円補助出しているのだから。実際15,000円以上の旅館にそれだけの値段で泊まれれば、それは利用率も高いし喜ばれる。ただ、私が提起したのは、制度運用の改善の問題ではなくて、制度そのものが納税者の思いにかなうのか、あるいは公正さが十分担保されているのかということ。

小齊の視点

質問時間の制約から上記の意見表明で発言を終えましたが、当然納得したものではありません。「区民の方に喜ばれている施設」と課長は答えましたが、「利用者の方に喜ばれている」が本当ではないでしょうか。

逆に、区民・納税者の多くが、区民保養事業の税金投入の実態を知ったならば、何らかの改革を求めるとおもいます。

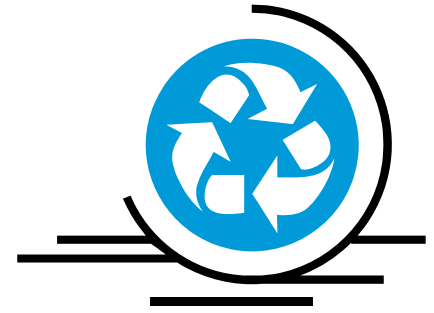
私は常々、役所の言う「区民に喜ばれること」は、実は、「区民に喜ばれないこと」ではないか、という視点で区役所の仕事をチェックしています。

プラスチックリサイクルの検証を

6億5,000万円の事業の費用対効果は？

○質問(小齊太郎)

プラスチックのリサイクルについては、約6億5,000万円の事業。事業の内容としては、なるべく物にし



て返していくという意味で賛同している。より詳細な丁寧な区民への説明により、共感をもって参加して頂くことが重要。

今回の全区的に行われるプラスチックリサイクルに伴う費用対効果、ごみがどのくらい減量されるのかということと、このプラスチックリサイクルによって環境負荷がどれくらい低減されるのかと、いわゆる広義の意味での費用対効果ということになりますが、この二点について伺いたい。

○答弁(高木 清掃リサイクル課長)

平成19年、昨年10月から区内約20%のエリアでモデル回収を実施している。モデル地区では、全プラスチックの資源回収の実施により、不燃ごみ総量約770トンのうち約153トンが資源として回収され、不燃ごみ量の約20%の減量となっている。また、東京23区清掃一部事務組合の調査結果によれば、不燃ごみ量の約70%が削減されると聞いている。本格回収実施後は、港区でも当面、不燃ごみ量の約70%程度を減量目標として取り組みを進める。今後、ごみを減量し、資源を有効活用しながら、埋立処分場の延命、持続可能な循環型社会の形成を目指す。

二点目の、環境への負荷の試算については、清掃一部事務組合で行った試算が公表されている。港区は23区で唯一、すべてのプラスチックを資源回収し、リサイクルする。したがって、港区独自の環境負荷の調査について、関係機関とも協議しつつ、来年度実施する方向で検討を進める。

○質問・意見(小齊太郎)

ごみの量の問題については、7割削減を目標に取り組んでいくということだが、7割に至る推計というものをおおまかじめ試算した上でこの事業に入っていくことが必要だったと思う。

また、環境負荷に関しても、来年度調査していきたいというが、これも事前におおまかじめ推計する中で、区民の皆さんに理解と共感を求めていくことが必要だったのではないかと。

この問題だけではなくて、こういう同種の新しく取り組む、多額の費用をかける事業については、そのような姿勢で取り組むよう強く要望する。

小齊の視点

いいことだとは思いますが、事前の試算や推計がなされないままに事業実施に踏み切られていることには驚きました。今後とも、役所の説明の姿勢をしっかりと検証して参ります。

こさいの主張 その2



コミュニティバス路線拡大

の評価と課題

こさい太郎の姿勢

私は当初、バス路線の拡大には消極的な姿勢でした。安易な拡大による多額の財政負担を懸念していたからです。

しかし、各地域における新規路線開設の区民要望に触れ、考え方を若干修正しました。

「一定の採算性を見込める準備をすること」

「住民自身にバスを育ててもらおう環境づくり」

これらさえしっかりしていれば、無尽蔵な財政負担の拡大には至らないだろう、と思うに至りました。

これからは、これらの点を議会を通じて不断にチェックしながら、「住民の足」としてのバスとなるよう、側面から盛り立てていきたいと思っています。

バス路線増設検討の過程

港区では平成16年10月、赤坂・田町の2路線でコミュニティバス(愛称・ちいばす)運行を開始しました。以来4年間、利用率・収支率は向上してきました。それと同時に、区内各地では新規路線開設要望活動が活発となり、区役所としての対応が迫られました。そんな中、平成20年10月、既存2路線に加え、支所単位に新たに5路線を開設する方向が示されました。

こさい太郎はその前夜、議会において区長に、新規路線開設のための原則を提案し、区長の姿勢を質しました。以下、質疑の要旨です。

バスの必要性、基本的認識は?

○質問(小齊太郎)

地域活性化や福祉向上の観点から、バスの必要性に異を唱えるには至らない。しかし、新規路線の開設要望が殺到している中、開設にあたっての条件設定、ルール作りは、事前に具体的で明確にしておかねばならない。この点も踏まえ、バス運行の基本的考え方を明らかされたい。

○答弁(区長)

「ちいばす」の導入経緯やその後の利用実績、区民の新規路線拡大の要望等を踏まえ、まちを安全で安心して移動できる交通基盤を整備することが、区民の新たな活動機会の創出や地域活動の

区議会議長に宛てた公式依頼文書の要旨

(2008年(平成20年)12月5日付)

コミュニティバス路線拡大の検討委員会である「地域公共交通会議」へは、議会から議長他一名が参加している。議員が区長の施策検討機関に参加することの問題点はあるが、個別案件につき、議会を代表して参加している議長に宛てて当会への要望を伝え、善処を要請したもの。いずれの項目も一定程度配慮されたルート案が示されることとなった。

港区地域公共交通会議に関する要望事項

港区地域の区民生活に必要なバス等の輸送サービスの実現に必要な事項を協議する「港区地域公共交通会議」には、区議会を代表して議長、交通・環境等対策特別委員長が委員として参加されています。

そこで、論議の過程において下記事項につき、特に検討項目として取り上げて頂きたく、議長に要望致します。

何卒、私どもの要望項目も含めた検討がなされるよう、ご尽力賜りますようお願い申し上げます。

記

- 麻布地域を運行するバスルートの検討に際しては、起伏ある地域特性を考慮し、低層地域の居住者の利便性にも十分配慮されたい。
- 青山地域を運行するバスルートの検討に際しては、支所へのアクセスが極度に不便で最寄りの鉄道駅も遠隔である南青山7丁目地域の状況を特に考慮されたい。
- 台場地域については、地域公共交通拡充の趣旨を踏まえ、利便性を高めるための負担軽減等を別途検討されたい。

活性化など、まちにかがやきとにぎわいを生み出していくことにつながるものとする。

こうした考え方をもとに、港区地域交通サービス取組方針素案の中で、五つの総合支所を組み入れた地域交通ネットワークを構築すること、事業の採算性の目標値を設定すること、さらには、運行開始前に、実証運行という手法で、事業を評価、改善する期間を設けることなどをバス導入の基本的な考えとして示している。

バスの採算性の確保

○質問(小齊太郎)

採算性を重視しなければ納税者の理解は得られない。そこで、最も重視しなければならないルールは、いうまでもなく採算性。「取組目標案」によると、収支率目標値50%、実証期間中は40%、改善が見込めない場合は事業全体の見直し、としている。これらは採算性の目標として妥当か。

- 運行収入には無料乗車券利用分も含まれることとなり、実収入ではない。
- 既存ルートの運行は、事業者提案により不採算部分は事業者負担であり、区の支出が発生していない。

これらを考えると、目標値はもう少し高く設定し、未達成の場合は事業からの撤退を明示すべき。利用者の要望に応えると同時に、広く納税者の要請にも応えなければならない。

○答弁(区長)

広く区民の理解が得られるよう、事業の採算性の基準を定め、常に事業を検証、評価し、改善していくことが重要。目標値は、50%という下限を設定しているが、事業実施にあたっては、常に採算性の向上を目指し不断の努力をする。ご指摘の採算性が目標に達しない場合は、地域交通ネットワーク構築による交通基盤の整備という視点から改善

策や事業全体の見直しを検討する。

地域住民の参画・関与なくして成功なし

○質問(小齊太郎)

「取組方針案」では、運行ルートの選定から実証運行に至るまでの地域住民の参画・関与が明確にされていない。ルートの選定自体は幅広い観点が必要だが、バス停の設置などは現に生活している住民の声は不可欠であるし、何よりも「地域の足を地域住民の手で育てる」という意識を持ってもらうことが、本事業成功の鍵を握っている。

住民自身による利用のPRや乗車率向上のための活動、生活と密着したバス活用のアイデアを出し合ってもらうなど、地域住民が「自分たちの足」としてその運行に積極的に関与することが、安定運行に不可欠。

この度の「取組方針案」の内容に加え、地域住民との協働・連携、地域住民の参画の基本方針、具体的方策を検討し、明示すべきと考える。

○答弁(区長)

新たなコミュニティバスの路線選定については、これまで学識経験者や区民の参画による地域交通のあり方検討委員会での検討や、区民アンケート調査など段階的に検討を深めてきている。

これに加え、区に寄せられている数多くの要望、議会に提出され採択された請願など、これまでに多くの区民の声が蓄積されている。

今後は、区民の代表や国、区内のバス事業者など関係者で構成する地域公共交通会議での検討を進め、あわせて、区民意見の募集や説明会などにより、地域の声を聞きながら、本年度末には具体的な路線なども盛り込んだ実施計画を策定する。

また、事業の検証と評価にあたっては、地域でコミュニティバス事業を育てていけるようなしくみを実施計画策定の中で具体的に検討する。

絶対高さ制限は

「絶対」に必要だ！

高層ビルが林立し続けている港区。

東京ミッドタウンや六本木ヒルズのように、街区を再編してオープンスペースなどを生み出すまちづくりとして一定の評価ができるものもありますが、片側一車線の狭い道路に面して15階や20階といったビルが無秩序に建ち並んでいくことには、違和感を感じます。

最近では、国が建築基準法を改正して導入した「天空率」なる概念を使い、道路ぎりぎりに壁のように立ちはだかるビルも急速に目立ち始めました。気持ちのよいまちなみを将来世代に引き継いでいくという観点から思うと、政治による何らかのルールづくりが必要です。

私は、「建物の高さを制限する」ルールづくりを提唱しています。すでに、新宿区をはじめ複数の自治体でその「絶対高さ制限」というルールはすでに導入されていますが、港区長の腰は非常に重いのです。

土地利用を制限する強い私権制限ですので、選挙で選ばれた区長のリーダーシップが特に必要な政策です。区長の決断が求められます。

ただ、新しい基本計画作りに参画した区民からは、昨今のまちなみのありよう、すなわち、無秩序な高層化に対する懸念の声が数多く寄せられました。それを受けて、区長もようやく重い腰を上げそうな気配も出てきました。時すでに遅しの感もありますが、ルールをつくらぬよりは遅きに失してもつくった方がいい、と私は思っています。

以下、「絶対高さ制限導入」を求めた議会発言の要旨です。

未来志向のまちづくりを

2008/09/19 定例会一般質問

○質問(小齊太郎)

絶対高さ制限の必要性について。

区内には、言うまでもなく背の高い建物が増えています。先ほどの質疑の中にもありましたが、60メー

ル超の建物は240棟、去年の秋現在ですけれども、100メートル超が105棟。これは、この十数年来の建築規制の国の制度の緩和が、後押しをしているという感は否めない。幾つかあるのですけれども、特に天空率という「奇怪な」とあえて言いますが、しくみによる規制緩和によって、既存の環境に調和しない建築物が出てきていると。平成19年度、昨年度分だけ見ても、確認受付件数は359件あったわけですが、359件のうち127件が天空率のしくみを使って建物が建てられている。約1/3が建てられている。道路にせり出して、さらに斜線制限が取り払われるので、歩道から見ると壁のようになっているビルが天空率を使ったビルの特徴です。感覚的な部分もあって申し訳ないけれども、まちなみの景観、環境が悪くなっていると感じているのは私だけではないと思います。

私の子どもも二歳になりましたけれども、今進められているような建物が林立するまちなみをこのまま引き継いでいいのかどうかということで、暗たんたる気持ちにさせられています。壁のようなビルがどんどんできていくということにもう一度、思いをいたさなければいけないのではないかと。現状に対する評価、認識、今後のあり方について、区長の考え方を明らかにしておいて頂きたい。

それと、景観条例案の策定作業が最終段階ですけれども、区長はこれまでの答弁でも、「景観条例、景観計画の中で。」というような趣旨の発言をされていますけれども、この絶対高さ制限については、どういう取り扱いになるのかということをおきたい。

景観条例の理念ももちろん踏まえつつですけれども、ぜひ都市計画の手法で、他区でもやっておりますけれども、高さの一定の制限というものを検討する時期に来ていると思いますので、景観条例の検討とあわせて検討に着手するように強く求めておきたい。将来に禍根を残すことになるとしますので、ぜひ議員各位にも思いを改めて頂きたいとこの場をかりてお願いしておきます。

○答弁(区長)

景観計画では、地域特性に応じ、建築物の形態

意匠や高さなど、良好な街並みを誘導するための基準を定めます。これにより、業務・商業地では、快適な歩行空間や緑豊かなオープンスペースの創出を図るとともに、中低層住宅が主体となった閑静な住宅地では、落ち着いた街並みを維持するなど、都心にふさわしい、メリ張りのある戦略的なまちづくりに取り組んでまいります。さらに、強制力のある高さの規制が必要な場合は、地域住民の合意形成を図り、地区計画などの都市計画制度を活用してまいります。

小齊の視点

絶対高さ制限導入を求める質問に対する区長の答弁は常に、「地域住民の発意と合意があれば」「景観条例策定の中で考える」という内容でした。しかし、今回の私の質問に対する答弁では「発意」という言葉が消えました。

これは、住民が「発意」するしないに関わらず、場合によっては区役所が「合意形成」の努力をするということで、これまでの姿勢と大きく変わりました。また、これまで「景観条例」に固執していた姿勢も、「都市計画制度を活用する」に変化しました。これは、より強制力の強い「都市計画」というしくみの中で検討する、という意味で、大きな変化です。区長もようやく、その必要性を感じてくれたということなのではないでしょうか。これまでの歩みの遅さを考えると、今後の具体的な取組みを厳しく注視しなければなりません。私は、早期実現に向け、これからも発言を続けて参ります。



みらい・区長選挙への対応(報告)

昨年6月に港区長選挙が行われ、現職の武井雅昭氏が二期目の当選を果たしました。

私どもの会派所属議員は、さきの区長選挙で特定の候補者を支援することを見送りました。

したがって、情報公開、説明責任、区民参加のさらなる進展がなされるのか。簡素で効率的な区政運営がなされるのか。行政主導ではなく、区民目線の区政が行われるのかなどをしっかりと見極めて厳しく監視をし、意見を述べ、政策を提案してまいりたい決意であります。

区長選挙の結果を受けての小齊太郎コメント

25%という低投票率は、依然として区政の関心が低いことを示している。今後、広く区民の関心を喚起するような政策展開が求められる。

また、新人候補の得票は予想以上で、政党相乗りによる議会の総与党化や役所主導の区政批判の根強さが表れた。武井区長は、この点にも十分留意した区政運営を行うことが必要だ。

私は、区役所の仕事を監視する議会本来の役割を十分に果たしたい。



議会改革報告

費用弁償(日額旅費)は廃止を

昨期は、政務調査費の不適正使用が全国で問題となり、港区議会でも、使途基準の作成や公開原則の強化が図られました。

今期は、費用弁償(日額旅費)についての改革がテーマとなっています。公式会議出席時、議員に対し日額6,000円が支給される規定で、長年慣行的に行われてきました。

現在の費用弁償は支給根拠や金額の根拠が不明確で、区民の皆さんへの説明責任は到底果たせない状況です。みらいとしては、右記の見解(考え方)を明らかにして「廃止」を主張しています。

減額の方向性を確認

この間、区議会各会派の参加する議会改革検討会において議論を続けてきました。

私どもは一貫して「廃止」の立場を主張して参りましたが、「減額」の方向であれば「改革の第一歩」として反対はしないことも伝えてきました。当初、民主党系会派から「現状維持」の主張がなされたことは意外でしたが、議論の末、減額するという方向性は確認されるに至りました。そして、最終的には「減額の引き下げ幅」に議論の焦点が絞られました。

各会派からの金額提示

「引き下げ幅」については、各会派の主張は大きく異なることとなりました。私どもはもちろん「全額の減額」つまり廃止を主張しましたが、実費弁償、3,000円、4,000円、5,000円と各会派が数字を挙げてきた訳です。

私どもとしては、いずれの数字も根拠がない、あるいは根拠に乏しいものであり、本来受け入れることはできません。しかし、何の結論も見出せず議論が先送りになることは、根拠なき6,000円という費用弁償(日額旅費)を受け取り続けることとなります。そのため、改革の第一歩として、3月議会で減額という結果を得るべきだという立場をとりました。

費用弁償日額6,000円→5,000円に

最終段階で、5,000円(1,000円減額)でなければ賛同できないという勢力もありました。一時は断念の雰囲気もありましたが、全会派が一致できるそのラインに合わせることとなりました。そして、正式に条例改正を行い、標記の減額が実現しました。

私としては、くだけた言葉でいえば、「6,000円をもらい続けるよりも、まだまし」という判断です。議会改革検討会でも、「引き下げの第一歩」、「引き続き協議・検討を進める」という二点を強く主張し、検討会確認事項とされました。

これからも、「廃止」という目標に向かい、粘り強く主張し、取り組んで参ります。

インターネット中継実現へ

私が以前の任期の際から提案し、みらいとしても実現を目指してきた「インターネットによる会議中継」が、この6月議会分から実現することがほぼ決まりました。より多くの区民の皆さんに区議会の活動を知って頂くという意味で、意義あることです。当面は、本会議場で行われる「一般質問」から行われます。また、費用面、実際のニーズを考えあわせ、生中継は見送り、録画版をホームページからいつでも見られる形になりました。

本来は国会同様、全ての会議で行われるべきと主張していますが、中継の話をする、「公平性を理由に発言時間の制限」を強く主張する勢力もあります。その点も十分注意しつつ、中継拡大に向け

取り組んでいきたいと思っています。

今後、議会独自の責任による事業者選定作業を経て、6月議会の一般質問の録画映像を配信することになります。

※ 実は、この議会独自の事業者選定はみらいが強く主張したのですが、少数会派のため選考委員会に加入されないスキームをつくられてしまいました。常に気を許せない環境なのです。ただ、選考会場に入場し傍聴することまでは了解をとり、しっかりと選考状況を確認・チェックしたいと思っています。

費用弁償の受領についての考え方

みらい

- 議員が費用弁償を支給されることについては、現行法令上は問題はないと認識する。
- しかし、議員が本会議や委員会に出席する際、特別区内に公務で旅行した際には、旅費として日額6,000円が支給されているが、その金額の根拠については明確な説明ができない。
- 特に、本会議や委員会への出席は議員本来の職務であり、法の「職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる」規定による支給を受けるまでもなく、その出席にかかる旅費は報酬に含まれると解するのが妥当である。
- また、明確な支給根拠を示せない公金を議員が受けることは、議員が拠って立つところの住民との信頼関係を損ないかねないものである。
- よって、港区議会において、本会議や委員会への出席時ならびに特別区内への旅行時の費用弁償の支給は、これを廃止すべきである。
- なお、費用弁償(旅費)支給廃止後はこれまでの実態を鑑み、議員の受け取る報酬・政務調査費等に関して、そのあり方について議会で議論を深めるとともに、第三者による具体的な検討がなされるよう取り組むことを提案する。

みらい収支報告

政務調査費使途報告

港区議会各会派には条例に基づき、右表の通り政務調査費が交付されます。昨年、政務調査費の不適切な使用が全国的問題となり、港区議会では使途基準と公開原則の明確化を図っています。

今号では、平成19年度分について報告します。概要は右表の通りで、全ての領収証類や帳簿は議長の手元に保管しており、閲覧可能です(5年間)。また、会派独自に、会計帳簿のホームページへの掲載も準備中です。

私たちは広報活動に重点を置き、議会報告紙の印刷、配布、郵送などの費用に多くを充てさせて頂いています。

ご不明の点などがあれば、ご連絡下さい。しっかりとご説明申し上げます。

みらい 政務調査費 収支概要

収入		支出	
政務調査費交付	3,300,000	研究研修費 所属議員の研修・学習会参加費等	13,999
		調査旅費 所属議員の広島・北海道視察旅費	90,871
		資料購入費 調査・研究に係る書籍購入等	72,219
		広報費 議会活動広報紙の作成・配布費用	2,816,602
		事務所費 活動に要する事務用品購入・通信費用等	311,073
収入計	3,300,000	支出計	3,304,764

2008年(平成20年)小齊太郎 政治活動収支概要

2008年(平成20年)1月1日～12月31日

小齊太郎後援会・こさい太郎を育てる会

収入		支出	
前年度からの繰越	606,018	経常経費(備品・消耗品費等)	24,827
個人献金(ご寄付)	1,625,430	渉外関係費(各種会合会費等)	342,942
		組織対策費(交通費・資料作成費等)	465,789
		政策資料(リーフレット・封筒等)印刷費	3,675
		政策資料郵送費	299,874
		調査研究費(アンケート回収費等)	30,433
		寄付金等(同志政治家の政治団体への寄附)	20,000
		その他の経費(貸付金:車両購入のため)	540,000
収入計	2,231,448	支出計	1,727,540
		翌年度への繰越額	503,908

【政治活動費用の説明】

- ※ 上記は、昨年一年間の政治活動の収支報告概要で、本年3月、東京都選挙管理委員会に提出しました。小齊太郎後援会、こさい太郎を育てる会、二つの政治団体があり、それぞれ収支報告を作成していますが、ここでは合算した収支概要を掲載しています。
- ※ 昨年度は、多くの皆様から個人献金を頂戴し、日常の政治活動に充てさせて頂きました。心より感謝と御礼を申し上げます。ありがとうございます。
- ※ 昨年度は、区内外各所移動のための交通費や各種の会合参加費用に多くの費用を充てさせて頂きました。また、13年乗った車がかなり古くなり、買替のため資金を小齊個人に貸し付けました。
- ※ 本年度は、もう少し活動報告の頻度を上げたいと考えています。皆様の引き続きましてのご賛同とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

- ※ なお、本号につきましては、区議会での活動報告が主体であるため、会派に交付される「政務調査費」の広報費を充てています。

【政治献金のあり方】

- ※ 今国政では、西松建設からの献金が問題となっています。
- ※ 私が皆様から頂いている献金はすべて、純粋な個人献金です。感謝の念を忘れずに、無用な疑念や誤解を招かないよう十分に留意して参ります。
- ※ 私は、政治献金は、政治家が活動する上で必要不可欠であり、献金して頂く皆様の思いを受け止めて政治活動を行うという意味で意義あるものと捉えています。
- ※ 問題は、献金を受け取った見返りに個人的な、あるいは権力を使った便宜を図ることがあってはならないということです。
- ※ 政治家は厳しく自らを律するべきです。私は、常に言い聞かせています。

《→ 2 ページからの続き →》

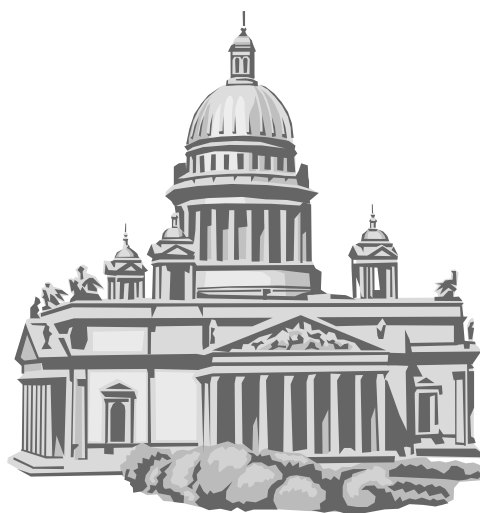
2008/9/3

先般、あるローカル新聞に、福田改造内閣についてのコメントを求められ、下記のように寄稿した。

『そもそも現在の衆議院の議席構成は、当時の小泉首相が郵政民営化を国民に問うた結果によるもの。参議院選挙を経て至る現在の政治状況は、その当時と全く異質である。福田首相が自らの政治的意志を明確に示して政権を継続するならば、国民の賛意を得た上でなければその正当性を見いだすことはできないし、真の改革の推進力を生み出すこともできないはずだ。新内閣は早急に将来ビジョンを明らかにした上で、速やかに解散総選挙を行い、民意を問うべきである。』

福田氏は、内閣を改造し、経済対策をまとめ、臨時国会に臨もうとしていた矢先に、去年の安倍氏の時と同様にまたもや辞意表明。首相としての責

任感のかけらも感じられない。コメントにも書いたとおり、もはや自民党のコップの中で争っている時期ではない。選挙により国民の信任を得た政党が、責任を持って政権を担当すべきだ。私たちは、今後展開されるであろう『ポスト福田は誰に』といったキャンペーンに踊らされてはいけない。



2009/3/1

旗がない！

百年に一度の経済危機といわれるが、現在の状況はむしろ、私たちが未だかつて経験したことのない社会の大転換期というべきではないか。

このような状況下、政治の役割は極めて重大だ。未来を見据えて、目的地や航海図を示すことが政治の責任である。

しかし、現政権は対症療法に終始しており、その対症療法すら明確な効果を期待できない状況といえる。その最大の理由は、政権が国民の信頼を得ていないことにある。経済危機への対応はもちろん重要だが、多くの国民の賛意を得なければ、政策を強力に推し進めることはできない。

まさに今、国政を担当する者は自ら正しいと信ずる旗を掲げ、国民に信を問う責務がある。解散総選挙によって示される民意が、新しい政治の出発点になるものと確信している。

さよなら、おっばい

こさい太郎の子育て日記

浪人時代、結婚 11 年目にして授かった我が子「悠(ゆう)」は、この 6 月で 3 歳を迎えます。三人家族になった我が家は子どもが中心の生活となりました。毎日が大忙しですが、日々成長する子どもを見るにつけ、「人が生きるということ」を考えさせられます。もちろん、子どもと一緒に生活することの幸せ感を、説明抜きに与えてもらっています。さて、今号では、衝撃的だった私の体験を綴った文章を掲載します。子どもも親も、このような体験を心と体に刻みこんで、これからやってくる困難な成長過程を「家族で」乗り越えていくものなのではないか、と考えたりしています。

悠。君は、「桜の花が咲いたら、おっばいとバイバイしようね」というとお(父)とかあ(母)の話をよく理解しているようすでした。少なくとも、とおとかあにはそう見えました。

そして、4月2日の朝、「最後のおっばいだよ、たくさん飲むんだよ」との言葉とともに、君はいつぱいいつぱいおっばいを飲みました。

その日は3人で代々木公園に行ってたくさん遊びました。午後は、近所の桑田記念公園で何回も上手にすべり台ををすべり、走り回りました。

夕方、家に帰ると案の定、君は「パー、パー」とおっばいをせがみました。実はね、そうなるだろうと思って、かあは「おっばいバイバイ」のしるしに、こっそりおっばいに顔の絵を描いていたんだよ。

それを見た君は、首をふり、手をふって、泣き出しました。最初は、「これはおっばいじゃない」と言っているのかとも思いましたが、あとから考えると、悠、君はすべてを分かっていた我慢していたのだと思います。

夜、再びおっばいを求める君に、大好きな「海苔のおにぎり」で我慢してもらいました。そして次の朝。君が起きて、生まれてから一日も休まず飲んできたおっばいを当然の如くに求めました。かあが、「おっばいはバイバイしたんだよ」と伝えたその時でした。

隣の部屋のとおのふとんまでフラフラとやってきて、「ドン」と座り込み、かあに向かって、「バイバイ、バイバイ」と激しく泣きながら手を振ったのです。あたかも、最愛の人との今生の別れの時のように、いつまでも言いました。とおは君を抱き上げて一緒に泣いた。君が生まれてすぐに君を抱き続けてかあを待っていた時から今日までのことを思い出しながら。

悠。君は人生で初めて、大切なものを失う経験をしました。これから同じような

経験を何度もすると思いますが、きっとこの時の「さよなら、おっばい」以上の悲しみはないのだと思う。これを乗り越えられたのだから、君はきっと、どんな困難があっても乗り越えられるはずですよ。とおは確信しています。

とおとかあはできれば、いつまでも幸せそうにおっばいを飲む君の姿を見ていたかったんだよ。でも、いつかは卒業する時を迎えねばなりません。悠が立派な幼児に成長する前に、人としての階段を昇ってもらおうと考えました。

その後、とおと二人で多摩動物園やあらかわ遊園にお出かけしました。二本の足で地面を踏みしめ、日々たくさんの言葉を覚えて発する君に、目を細めていました。それとともに、少し未練は見えるものの、おっばいをせがまなくなってきました。大人の勝手ながら、そんな悠を見て淋しさも感じながら、とおもかあも君を育てる次のステップに頭が移りつつあります。僕たちも確実に、君に成長させてもらっています。

昨日は、ライオンズクラブの旅行例会に家族で参加し、宴会場をところ狭しと走り回り、マイクを持ってお話をしてみなさんを楽しませていた、悠。その日は、生まれて初めて、朝まで一度も目を覚まらずにぐっすり眠りました。

こうして君はだんだんと、おっばいの時代の記憶を頭から消していくことでしょう。そうして成長していくのだから。

でもね、とおとかあはきっと忘れないと思う。幸せで、かつ切ない、3人の大切な思い出。これからも君は、とおとかあの宝物であり続けます。

悠、元気ですくすく育ててくれてありがとう。君が、僕たちのもとを離れていくその日まで、僕たちの愛を注ぎます。

2008.04.07

とお(小齊太郎)



編集後記

選挙後二度目の活動報告をお届けすることとなりました。本当はもう少しコマメにご報告申し上げるべきところ、お詫び申し上げます。お財布の中身の関係もあり、郵送の活動報告は回数を限定せざるを得ないのですが、今後はリニューアルしたホームページやメール、FAXなどを有効に活用していきたいと思っています。

さて、本文で取り上げられなかった、私が関わっている青山のまちの話題を二点、お伝えします。

1. 町会名称の変更

私の所属する南青山 6・7 町会が、旧町名だった「青山高樹町町会」に名称変更すべく準備しています。まちの歴史や伝統を継承するという意味で素晴らしいことだと思います。私も、役員の一員として準備の活動に深く関わらせて頂いています。

2. 高樹町通り(骨董通り)の整備

長年、拡幅予定道路として取り残されてしまっている通りです。何とか整備に歩みを進められないか、議



転んで頭を打った後(絆創膏がお気に入りです)

会でも取り上げながら、まちの方々と話し合いを持っています。さまざまな課題が山積し道程は険しいのですが、街灯の明るさや狭い歩道の改善くらいは少なくとも実現したいと思っています。

また、その昔ある骨董屋さんが名付けて広まった骨董通りという名称、それ以前、地元では「高樹町通り」といわれていました。この名称復活についても、区役所に働き掛けながら、まちの方々と取り組んでいきたいと思っています。

早いもので子どもも、6月で満3歳を迎えます。おかげさまで順調に成長しております。今のところは、期待通りのやんちゃ坊主に育ちつつあります。

私と、私の家族を支えて下さっている皆様に、この場を



家族で動物園に行った時
(大好きなどんぐりをペンギんに…)

借りて御礼申し上げます。ありがとうございます。「子どもの写真はないのか」とよく尋ねられますので、スナップ二枚を掲載させて頂きました。私の生活の一端のご報告ということでご笑覧下さい。

議会活動以外にも、消防団活動をはじめとするまちの活動、専門学校での講師、ライオンズクラブや稲門会の事務局としての仕事、家計を補うアルバイト、そして人生の大事業である子育てにも積極的に関わって、政治家として社会を捉える力や判断力、決断力を養って参りたいと思っております。

今後とも、さまざまな機会に、皆様のご意見やご提言などをお寄せ頂ければ幸いです。

何卒よろしくお祈り申し上げます。